

温泉地域研究

第 42号

2024年 3月

論文

温泉浴場にみる歴史的な浴室/浴槽区分（二）

--近畿地方と石川県の事例-- 石川 理 夫（1）

研究ノート

スイスアルプス・サンモリッツにおける最古の温泉療養ホテル

..... 池 永 正 人（13）

温泉裁判例研究

複数分湯における温泉利用権の法的性質～葉山温泉・蔵王荘事件の再評価～

..... 清 水 恵 介（21）

追 悼

甘露寺泰雄名誉会員追悼（29）

阿岸祐幸先生追悼（31）

書 評

高柳友彦著：『温泉旅行の近現代』 布 山 裕 一（33）

温泉地情報

ジオカフェ「おんせんはたいへん」in 河津温泉郷 赤 池 勇 治（34）

新型コロナウイルス災禍後の青森県の温泉地の光と影と希望..... 谷 口 清 和（36）

100年の歴史での科学的視点と宇奈月温泉 岡 村 慎 一 郎（38）

学会記事（40）

投稿規程・執筆要領（45）

日本温泉地域学会

温泉浴場にみる歴史的な浴室/浴槽区分(二)

-- 近畿地方と石川県の事例 --

Consideration about Historical Division of Hot Spring Bathroom or Bathtub (Ⅱ)

---A Case in Kinki Region and Ishikawa Prefecture---

石川 理夫*

Michio ISHIKAWA

キーワード：浴室/浴槽区分 (division of bathroom or bathtub) ・混浴 (mixed bathing) ・身分区分 (division by rank) ・近畿地方 (Kinki region) ・石川県 (Ishikawa prefecture)

1 はじめに

今日あらためて注目される日本の温泉文化の中で、温泉入浴文化は大きな比重を占め、重要な構成要件となっている。その温泉入浴文化に関して、混浴の有無や変遷を含めて歴史的にみて、日本で実際にどのように温泉入浴を行ってきたのかという実相は、温泉浴場の構造、なかでも浴室/浴槽区分のありように大きく規定されよう。

そして実相の解明には、全国の歴史ある主要温泉地の浴場、すなわち大半の温泉地域において後発の浴場として登場する宿の内湯ではなくて本来の、唯一あるいは主たる浴場であった共同浴場(外湯)を中心にその成立構造と浴室/浴槽区分の実態を明らかにし、比較考察する必要があると筆者は考えている。

こうした共同浴場(外湯)は温泉地が依って立つ地域社会に開かれた浴場であり、当該地域・地方を支配する社会構造や規範秩序を反映すると考えられる。したがって歴史的な浴室・浴槽区分を明らかにしていく一連の考察においては、地方単位など一定の地域的まとまり毎に各温泉地の主たる浴場の形成過程、浴槽区分の実態を明らかにし、その事例を比較考察する方法をとる。

本テーマに関連する混浴については、先行研究や著作がある。最新の調査研究には、東北地方における温泉入浴文化・湯治文化の変

容から混浴の存続について考察した内田・山崎・安藤・無量井(2022)がある¹⁾。また、公衆浴場一般や温泉共同浴場の動向に関する研究も少なくない。しかしながら、江戸時代に混浴禁止令をふまえて銭湯に男女区分が設けられたことを除けば、とくに温泉浴場内の歴史的な浴槽区分に関する先行研究は管見のかぎり見いだせていない。

本稿は、全国の温泉地の共同浴場(外湯)を対象に歴史的な浴槽区分を解明すべく、その第一歩として中四国地方の温泉浴場を対象事例とした先の論稿(石川、2023)²⁾に続くもので、このたびは中国地方と隣接する近畿地方をまず対象とする。

近畿地方は東日本や九州と比べて温泉資源と温泉地数は限られているが、都に近かったことから有馬、(南紀)白浜、城崎、榊原温泉などの古湯を擁し、長い温泉利用の歴史を有し、対象にふさわしい。

その近畿地方7県のうち大阪府と滋賀県、明治以前から存在は知られていたが温泉浴場の開発は1911(明治44)年以降となった木津温泉しかない京都府の3府県は除いた。

一方、都や畿内・近畿地方と古くから密接に結びついてきた北陸地方西南部で、明治以前には顕著な温泉地がなかった福井県は除き、加賀温泉郷など由緒ある温泉地が集まる石川県(旧加賀・能登国)を対象に加えた。

*温泉評論家 (Critic of Hot Spring)

調査と事例研究にあたっては引き続き、主に江戸期以降増える地誌や温泉地訪問者の紀行文・日記その他の史料をもとにしていく。

2 兵庫県における歴史的な温泉浴室/浴槽区分

(1) 湯村温泉

兵庫県の最北西端、鳥取県境に近い湯村温泉は、奈良平城京跡出土木簡に「但馬国二方(ふたかた)郡温泉…」、同じく奈良時代の但馬国国分寺跡出土木簡には「二方郡温泉郷五戸…」と記される。湯村温泉は平安時代の慈覚大師発見伝承が後世に流布されるが、実際にはそれ以前から知られていたことになる。そして平安時代の承平年間(931～937)に源順が撰述した『和名類聚抄』国郡部に、「温泉」が付く全国3か所の郷名のうち「但馬国二方郡温泉郷(ゆのさと)」として記載されている。

春來川河畔に湧く荒湯からは94～96℃の熱湯が今も自然湧出する。但馬国では城崎温泉と並ぶ古湯だが、国境近い山間のいで湯であったせいか、専ら地域の人たちが集う湯治場の域を超えなかったことが温泉浴場の構造にも影響を与えたと思われる。

そのため温泉に関する史料も乏しい。旧温泉町刊『温泉町史』(1986)によると、江戸初期の1617(元和3)年作成の『二方郡高帳』では湯村から湯銀を徴収しており、一定の温泉利用があったようである³⁾。また、1781(天明8)年5月に書き留められた『手帳』によれば、「湯壺は四つあり、入浴客は年に三百人程で、お客は郡中の百姓ばかり」という状況だった⁴⁾。その浴槽について、1843(天保14)年に地元の沢山亮長が商売の傍ら書き残した『二方考』には「掃除せず、きっちりならず、男女混浴して浴状」(以下本稿中のゴシック表示は筆者)とあるという⁵⁾。『温泉町史』が引用した郷土史料『二方考』の原文を筆者は確認できていないが、当時は男女混浴であったと思われる。

(2) 城崎温泉

平安前期成立の『古今和歌集』(巻九・羈旅歌)に「但馬国の湯へまかりけるときに…」という詞書が見いだされるが、湯村温泉は国境の山間部に奥まっていたため、平安王朝貴族にとって「但馬国の湯」と言えば城崎温泉を指していた。下って江戸時代の1733(享保18)年に河合章亮が著した『但馬湯嶋道之記』は、城崎温泉を代表する共同浴場「新(あら)湯」(現・一の湯)の区分状況を紹介している。

「新湯 一の湯二の湯と分(け)て二つ有、下の町の入口にある湯なり…隔日にして、今日は一の湯をとめ湯にして二の湯を入こみにし、又明日は二の湯をとめ湯にして一の湯を入こみとす。切に幕(湯)は仕舞(い)て、夜は一の湯二の湯男女をわけて入こみとす」⁶⁾(括弧内は筆者付記)

「新湯」は二つに区分され、一の湯と二の湯をここでは貸切湯(幕湯)状態を意味する「留(とめ)湯」とだれでも入れる入込(こみ)湯に日替わりで交代利用させていた。そして夜には幕湯(とめ湯)をやめて、二つの浴槽を男女別とした。同書は、新湯のほかに城崎温泉の共同浴場として「中(ノ)湯」「上(じょう)湯」「御所(ノ)湯」「曼荼羅湯」の計5か所と、幕府領代官の陣屋に設けた「陣屋(ノ)湯」を絵図付きで紹介している。「陣屋(ノ)湯」は「殿の湯」とも名付けられ、平人は入浴できなかった。

続いて1802(享和2)年5月に城崎を訪れた吉田重房(菱屋平七)が1806(文化3)年に著した『筑紫紀行』に、「温泉すべて五所…曼荼羅湯ハ此所の温泉の始めなりといへり、外に殿の湯ハ平人をいれず、非人湯は非人のミ浴なり」⁷⁾と、「非人湯」があったことを記す。

これに関しては、同書に先立ち、出石城臣の桜井良翰が1751(宝暦元)年に著した地誌『但馬考』が「非人湯 下の町はずれ裏町に、湯壺二つあり、乞食の入湯なり、これ非人の長の構(かまい)にして湯屋の修理等をする

事也、常に浴する人のすくなきゆへに、湯壺甚（はなはだしく）奇麗なり」⁸⁾（平仮名付記は筆者）と述べている。中四国地方の温泉浴場には見られなかった「非人湯」がこうして近畿地方に登場する。

『但馬考』はまた、「上湯」は浴槽が一つで、「中（ノ）湯」「御所（ノ）湯」には浴槽が二つあったと記すが、男女区分であったかはわからない。後の1910（明治43）年刊『日本輦地療養誌』では、城崎温泉の明治後期の共同浴場状況について、「鶴の湯…今や浴室を改築して男女の二槽に分（か）つ」「曼荼羅湯…今一棟を分（か）って一槽とし、男女を区分す」「御所の湯…一棟を四槽に分（か）つ…一番、二番の二槽を幕湯とす」⁹⁾等と記しており、この頃の改築・改装を契機に男女区分が進んだ。それまでは新湯の夜間以外は男女混浴を中心に、別浴の場合は幕湯が利用されていたと思われる。

（3）有馬温泉

兵庫県でも摂津国にあって歴代の都から近い有馬温泉は、温泉史料に最も恵まれた古湯である。その中で有馬湯治を4回重ねた藤原

定家が1205（元久2）年閏7月8日から15日まで一廻りの湯治滞在中、大雨のため湯屋へ行けず、宿に湯を取り寄せてもらって湯浴みしたという『明月記』の記録¹⁰⁾からも、宿に内湯はなく、唯一の泉源浴場（外湯）へ入りに行く温泉場であったことが見てとれる。

その浴場について、南北朝時代に八坂神社の執行・顕詮が書いた『祇園執行日記』1371（応安4）年9月22日条に「一、今日湯二度入了、一湯也」「一、湯幕引之、三方也、已刻入了」、10月5日条には「二湯」にも入った¹¹⁾とあり、泉源浴場は「一（の）湯」と「二（の）湯」に仕切られていた。同時に、法皇・女院をはじめ貴人・高僧の来訪が多い有馬の浴場では一の湯または二の湯の入口に幕を引いて貸切入浴する幕湯がよく行われていたこともわかる。

有馬での入浴状況は、1827（文政10）年刊の浮世絵師・福智白瑛（大根土成）著『滑稽有馬紀行』に載る「合幕 男女入込湯の図」から、湯具着用での男女混浴が基本と思われがちだった。しかし検証すると、江戸前期の1678（延宝6）年に僧侶・狂歌師の生白堂行風が著

表1 兵庫県の主な温泉浴場の歴史的な浴室／浴槽区分

温泉地	所在地	浴室の区分状況	出典・資料
湯村	新温泉町	「浴槽について『二方考』には〈掃除せず…男女混浴して〉とあり」（『温泉町史』）	1843（天保14）年、沢山亮長著『二方考』
城崎	豊岡市	「新湯 一の湯二の湯と分て二つ有…隔日にして、今日は一の湯をとめ湯にして二の湯を入こみにし、…切に幕は仕舞て、夜は一の湯二の湯男女をわけて入こみとす」	1733（享保18）年、河合章堯著『但馬湯嶋道之記（湯嶋温泉記）』
有馬	神戸市	「湯槽を中より隔て二つとし、一湯二湯と号く…おのこ女と分てる外、幕湯十はかりもや有なん」	1779（安永8）年、三宅嘯山著『有馬紀行たゝひ越』
多田／平野	川西市	「浴室の廣さ方五丈許。中を隔てて男女を分つ」	1796～1798（寛政10）年刊、秋里籬島編『摂津名所図会』巻六

（注）筆者作成。以下、引用文中のゴシック表示は筆者。

した『迎湯有馬名所鑑』には、「留湯とて、それぞれの幕を引(か)せ(、)こと(異)人をいれず、其次はせはきらひとて思ふとち狭からぬほどに入、それより下つかたハ、追込といひて、賤のお(男)・しつ(賤)の女…蟻のごとくに集り入」¹²⁾(括弧内は筆者付記)と、幕湯と同義に使われている「留湯」と、一定のゆとりをもって入浴する「せはきらひ」(筆者注:「狭は嫌い」の意か)、男女混浴を含めだれでもかまわず入浴する「追込(入込湯)」の三形態が示されている。

有馬での幕湯の活用について、1779(安永8)年に三宅騷山が著した『有馬紀行たゝひ越』は、一の湯と二の湯の二つに仕切った湯槽を「…おのこ女と分てる外、幕湯十は(ば)かりもや有なん」¹³⁾(括弧内は筆者付記)と記す。幕湯には男女別目的もあった。さらに『滑稽有馬紀行』が示すとおり幕湯には「合幕」もあり、幕湯の中でも入浴料金が安かったので、一定限られた人数の範囲内で他者との同浴や混浴をいとわない客は合幕を選んだ。そうして一日のある時間帯を限って特定の客を入浴させる幕湯の数も増えていく。

足元湧出の泉源浴場ゆえ一の湯・二の湯以上には内部を仕切れない有馬では、幕湯、合幕といった幕湯の臨機応変な切替えと、せはきらひ、追込といった複数の入浴形式の導入を通じて、ほかの温泉地の固定的な浴室/浴槽区分とは別のかたちで、たびたびの貴人の入浴や男女別の希望にも柔軟に対応できたのではないかと考える。

(4) 多田/平野温泉

「多田の湯」一名「平野の湯」は炭酸ガスを

含む塩化物泉で、江戸時代には摂津国で評判の温泉場だった。1796年から1798(寛政10)年頃刊行の『摂津名所図会』は、「…町の北に薬師堂あり。其岸の本より水勢沸々として霊泉涌出す。其色鶏卵を解きたるが如し…味は鹹(しおはゆ)く渋味を帯びたり…元禄の頃官家に願うて浴屋を建て…」¹⁴⁾と絵図付きで紹介している。浴室状況は「浴室の廣さ方五丈許。中を隔てて男女を分つ」¹⁵⁾と男女別であった。水温が低いので、釜で薪を焚いて温湯にして順次入浴させていた。

3 奈良・和歌山県における歴史的な温泉浴室/浴槽区分

(1) 湯泉地と入之波温泉

温泉地が少ない奈良県でも現十津川村には十津川温泉郷がある。歴史が古いのは湯泉地(とうせんじ)温泉である。1723(享保8)年に地元湯本組中6村庄屋から泉源地にあった東泉寺宛の奉加帳に「湯本東泉寺 一 薬師堂、惣湯屋、留湯屋、滝坪、両長屋、船渡し屋、渡し船とも、近年困窮ニ付及大破、修造之儀、湯本組中之自力ニ難叶、千万難儀ニ奉存候…」¹⁶⁾と記されている。名称から推察すれば、万人に開かれた「惣湯」と、限られた人のみ入浴できる「留湯」の二つに湯屋は分けられていた。ただし、各湯屋は浴槽区分されていたのか、留湯がどのように使われていたのかなど詳細は不明である。

奈良県ではもう一か所、入之波(しおのは)温泉が早くから知られた。「元禄七年(1694)戌六月」とある「入之波湯由来書」には、「御夢想塩湯 山上大峯山のふもと吉野河上塩の

表2 奈良県の主な温泉浴場の歴史的な浴室/浴槽区分

温泉地	所在地	浴室の区分状況	出典・資料
湯泉地	十津川村	「湯本東泉寺 一 薬師堂、惣湯屋、留湯屋、滝坪…近年困窮ニ付及大破、修造之儀、湯本組中之自力ニ難叶…」	1723(享保8)年、湯本組中6村庄屋から東泉寺宛の奉加帳

(注) 筆者作成。以下、引用文中のゴシック表示は筆者。

波と申(す)ざいしょ(在所)に今度はじめて温泉の塩湯わき出ることおびただし」¹⁷⁾(括弧内は筆者付記)とあるが、湯船の区分状況まではわからない。

(2) (南紀) 白浜温泉

『日本書紀』に「紀温湯(きのゆ)」「牟婁温湯(むろのゆ)」として登場した白浜温泉は崎の湯(湯崎)を発祥の地として、江戸期には湯崎七湯、村名から鉛山(かなやま)温泉とも呼ばれ、大正年間に白良浜で温泉開発が進むと白浜温泉と呼ばれるようになった。

うち江戸期の紀伊国(現・和歌山県)の温泉地状況を知るには、紀州藩が1806(文化3)年から編纂をはじめ1839(天保10)年に完成した地誌『紀伊続風土記』が参考になる。当時の鉛山村の温泉について、「元ノ湯、屋形ノ湯、摩舞湯(まぶゆ)、濱ノ湯、崎ノ湯。外に阿波湯、目洗湯などいふ小さき湯壺あり」「今は湯崎といふ。元ノ湯、崎ノ湯二つは古の湯壺と見ゆ、自然の岩穴なり」¹⁸⁾と湯壺の分布状況を紹介している。

同書には白浜温泉に関する各湯壺の区分の記述はないが、郷土資料として1932(昭和7)年から1934(昭和9)年にかけて三分冊出版された『白浜・湯崎温泉叢書』には、「古来鉛山には崎の湯、屋形の湯、疝気湯、濱の湯、元湯、鑛湯(まぶゆ)、粟湯の七湯がある。是等は共同湯で…」「屋形ノ湯 浴槽木造方形男女各一個」「濱ノ湯 鉛山部落中央部海岸にあり、浴槽男女各一あり」「鑛ノ湯 鉾

山の旧鑛から温泉が湧き出したもので、間歩の湯とも呼ぶ…浴槽は男女各一槽、何れも木造長方形」¹⁹⁾とある。ただし、白浜温泉の共同湯の多くが男女別に区分されたのがいつ頃からなのか不明である。

(3) 龍神温泉

『紀伊続風土記』は龍神温泉について、「元和の頃に至りてはじめて此温泉の功顕れしかば、南龍公命ありて浴室を造らしめ給ひ 六軒の家を建てさせられ 龍神村の百姓に賜ふ」²⁰⁾と記す。紀伊半島の奥深くに湧く龍神温泉は、江戸初期の元和年間(1615～23)には温泉の効能が広く知られるようになって紀伊徳川家の祖・徳川頼宣(南龍公)が浴室の整備を命じた紀州藩直轄の温泉場であった。

同書は湯屋の浴槽区分についても、「湯本にあり 湯の涌出る所は一所にて 一屋の中を五区とし 留め湯 女湯 男湯 高湯 疵湯といふ。又非人湯あり」²¹⁾と紹介している。この浴室/浴槽区分状況については、1851(嘉永4)年刊の『紀伊国名所図会』にも「湯家を造りて 其中を五区に分ちて留湯、女湯、男湯、高湯、疵湯と…非人湯といふも」²²⁾と記す。

江戸時代の木版画「紀州龍神温泉之図」²³⁾にも温泉寺の下、日高川淵に並ぶ浴舎が御留湯、女湯、男湯、タガ(高)湯、キヅ(疵)湯の5つに区分され、浴舎の外の川の辺には粗末な非人湯を設けた様子が描かれていることから確かめられる(図1)。



図1 紀州龍神温泉之図(江戸期の木版画 部分)

(4) 湯の峰温泉

本宮の湯とも呼ばれた湯の峰温泉は古来熊野詣での際、熊野本宮参詣前に温泉で身を清める湯垢離場として利用されてきた。湯の峰温泉の浴槽(湯壺)の初見は、平安後期の右大臣藤原宗忠の日記『中右記』天仁2年(1109)11月1日条と見られる。本宮の宿坊に着いて休憩後「湯峯」に向かった宗忠は、「谷底温湯寒水並出」る「湯屋に於いて之に浴」した²⁴⁾。湯峯川の狭い谷底岩盤から湧き上がる現「つば湯」である。

この湯の峰温泉の浴室/浴槽の区分状況が明らかになるのは江戸時代以降で、先の『紀伊続風土記』は「湯…数箇所に通き出つ 其最熱泉の涌く所三箇所あり 其内浴室に取る處二箇所なり」と浴室数を挙げた上で、主たる「浴室一字三槽ありて留湯 男湯 女湯といふ三に分る 槽各方二間許 外に乞食湯一處あり」²⁵⁾と述べている。

続く1853(嘉永6)年刊の暁鐘成編著『西国三十三所名所圖會』では、「温泉入浴の湯殿といへる凡桁行九間余梁行二間余の堂造りにして 内には是を三構に隔て 口を男湯といひ 次を女湯と云 奥の一間ハ留湯と称し猥(みだり)に浴する事をゆるさず」「其外貴人の入浴所ハ別に補理(しつらひ)て宮の湯と号す 又川の辺りに桶湯といひて居風呂を並ぶる…橋の辺りには非人湯あり」²⁶⁾として、三構に隔てた湯屋と宮の湯を含む絵図を付け

ている(図2)。

同絵図に見てとれるように、湯の峰温泉は龍神温泉とともに浴槽の男女区分がはっきりしている。また、龍神温泉も設けていた留湯は入浴対象者が限られているだけでなく有料の貸切湯的役割をも担うことに対し、湯の峰温泉の「宮の湯」は熊野参詣の長い歴史もふまえた貴人向けという入浴の身分区分が明白である。その入浴の身分差別の対極に位置するのが、「乞食湯」とも称された「非人湯」の存在であろう。

(5) 湯川・那智勝浦温泉

湯の峰温泉に次いで熊野詣での大辺路往還の湯垢離場として知られたのが、湯ノ川村の湯川温泉である。先の『紀伊続風土記』は「温泉 村中にあり 大湯 中湯と二所あり、大湯又瀆湯といふ。二所とも湯室あり 湯坪深さ二尺三寸」²⁷⁾と記す。ただ、湯室/湯坪の区分状況に関しては、江戸期の史料、『東牟婁郡誌』(1915)や『那智勝浦町史』(1980)でも確認できていない。

この点は同町にある那智勝浦温泉も同じで、『紀伊続風土記』に「磯湯 赤島湯 小わせの湯 針湯等の名あり…小あわせの湯には湯室一戸あり」²⁸⁾との記述以上は確認できていない。当時は波打ち際で露天風呂状態の那智勝浦温泉より、湯泉寺があつて宿が10軒あった²⁹⁾という大辺路沿いの湯川温泉のほうが温泉地として整備されていた。

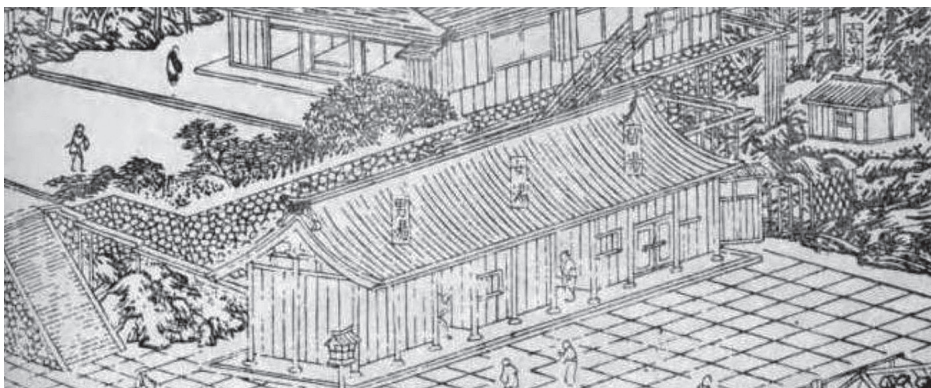


図2 湯峯湯屋図(『西国三十三所名所圖會』)

表3 和歌山県の主な温泉浴場の歴史的な浴室/浴槽区分

温泉地	所在地	浴室の区分状況	出典・資料
白浜	白浜町	「屋形ノ湯 浴槽木造方形男女各一個」 「濱ノ湯 …浴槽男女各一あり」「鑛ノ湯 …浴槽は男女各一槽、何れも木造長方形」	1932年刊、『白浜・湯 崎温泉叢書』第一冊・ 科学文献編
湯川	那智勝 浦町	「温泉 村中にあり 大湯 中湯と二所あ り、大湯又濱湯といふ。二所とも湯室あり 湯坪深さ二尺三寸」	1839(天保10)年完成の 仁井田好古著『紀伊続 風土記』
湯の峰	田辺市	「浴室一字三槽ありて留湯 男湯 女湯とい ふ 三に分る 槽各方二間許外に乞食湯一處 あり」	1839(天保10)年完成の 仁井田好古著『紀伊続 風土記』
龍神	龍神村	「湯本にあり湯の涌出る所は一所にて 一屋 の中を五区とし 留め湯 女湯 男湯 高湯 疵 湯といふ。又非人湯あり」	1839(天保10)年完成の 仁井田好古著『紀伊続 風土記』

(注)筆者作成。以下、引用文中のゴシック表示は筆者。

4 三重県の歴史的な温泉浴室/浴槽区分

(1) 榊原温泉

榊原温泉は、平安時代の927(延長5)年撰上の『延喜式』神名帳に温泉神(ゆのかみ)を祀る現・射(湯)山神社が記載された古湯である。同温泉地域は古代から一志郡に属し(『和名類聚抄』)、伊勢神宮に榊を奉納する七つの御厨(みくり)が集まる神領として「ななくり」とも呼ばれていた。このことから榊原温泉は、清少納言の『枕草子』でも能因法師伝本系に登場する「ななくりの湯」に比定されている。

榊原温泉の湯元が江戸後期に刊行した温泉図「榊原湯山図」付の『温泉来由記』は、行程から温泉の起源、取り上げられた和歌や名所、効能まで詳細で、その中に湯壺の紹介がある。「大湯 中湯 小湯 留湯 幕湯 別湯等の品数々あり、尊貴の人或(ひ)は女中 或は病人の好(み)に任せ 入込の湯も平日男女のわかれあり」³⁰⁾と記している。

複数の浴室/浴槽区分ならびに留湯と幕湯、別湯の活用によって、さまざまな身分・立場への配慮と男女区分を行っていた。榊原温泉

は江戸時代に入って湯治場として発展した様子が「榊原湯山図」からも伺えるが、浴槽区分について言及した史料はほかには確認できていない。

(2) 湯の山温泉

三重県ではもう一つ、湯の山温泉が挙げられる。『菰野町史』(1941)の湯之山沿革によると、長く廃泉状態の湯の山温泉が里民の要望により菰野藩の許可を得て復興をはかり、湯壺浴場と共に8戸の客舎地割を行い、1687(貞享4)年4月に浴場を開き、8戸の客舎もオープンした³¹⁾。

天明年間(1781～88)から1834(天保4)年に完成した地誌『勢陽五鈴遺響』では、西菰野の茶屋新田に温泉が自然湧出し、冷泉なので浴用加温しているが、「坂路ニ屋宇十戸計 其半ニ浴室アリ」³²⁾と、宿の半数には浴室が備わっていると記している。ただし、この浴室は宿に温泉の内湯があったのではなく、先の湯之山沿革や後述するように湯元浴場から取り湯して桶で宿まで運び、沸かし直して入浴するための浴室であった。

先の『菰野町史』は、1744(延享元)年に尾

張藩の和学者・堀田方白が記した遊記文『菰野の志をり』を引用し、湯元浴場に「大風呂」と「栢風呂」があり、入浴料にも差がある「留湯」「幕湯」「せはきらい(ひ)」「入込」の4つの入浴形式があったことも紹介している。興味深いのは、冷泉を沸かしてから入浴客に入浴できる時間を告げ、幕湯から入込湯へ、それも男女別など入浴形式を順次切り替えていく様子で、以下引用する。

「一、浴場 湯壺は六間に奥へ四間半の屋内に湯船あり…二つ並ぶ 人の多少により一つも二つも沸(か)す 幕湯過(ぎ)て入込にするなり『湯へござれござれ』と湯男(ゆな)共触れて行く 其次に貝を吹て女湯なり 一日に五度つつ浴す 五番湯終りて貝を吹く處の者 男女総入込に浴す 日々かくの如し 別に大風呂五人詰 栢湯二人詰ともに常に沸さず留湯に用ゆ 入込を好まざればせはきち(ら)いとて幕湯の次に望の者ばかり入るなり 又宿へと(取)り湯にて入るも湯桶宿より貸す」³³⁾ (括弧書きは筆者)

ここから江戸中期の湯の山温泉では、「男女総入込」にする前に男女別の入浴時間帯を設けていたことがわかる。また、浴室/浴槽に常設の身分区分はなく、ふだんは空けている「栢風呂」や「大風呂」の一部を充てることに対処していることも見てとれる。

5 石川県の歴史的な温泉浴室/浴槽区分

(1) 山中温泉

古くは都のあった畿内から近江国を抜けて北陸道へ入ると、最初に出会う温泉地域が山中、山代、栗津温泉が並ぶ現・加賀温泉郷であった。その一つ、山中温泉が文献に登場するのは、北陸の地に浄土真宗本願寺教団を拓げた蓮如上人の時代である。1471(文明3)年に越前吉崎に坊舎・道場を建立した後、1473(文明5)年9月下旬には「加州山中湯治」したことを『御文』に記している。

当時すでにだれもが入浴できる共同浴場(泉源湯壺)があった。そのありようは同地の医王寺所蔵『山中温泉縁起絵巻』(加賀市指定有形文化財)に描かれ、中世には簡素な屋根掛けの下老若男女が湯具着用で混浴していた浴場は、江戸時代に入って1621(元和7)年に建て替えられ、その後1648(慶安元)年の大火で焼けた後本格的に整備される³⁴⁾。

その江戸期の山中温泉をはじめ山代、栗津、湯涌温泉の各共同浴場「惣湯」の構造がわかる最初の史料が、1715(正徳5)年に金沢の三ヶ屋五郎兵衛が編輯・出版した『六用集』である³⁵⁾。

『六用集』の山中湯図では、四方を宿や寺に囲まれた中央広場にある共同湯浴舎に「上ゆ」と「女」、「下ゆ」と「女」、両者をL字型に包むかたちの「瘡湯」にも「女」表示が付され

表4 三重県の主な温泉浴場の歴史的な浴室/浴槽区分

温泉地	所在地	浴室の区分状況	出典・資料
榑原	津市	「大湯 中湯 小湯 留湯 幕湯 別湯等の品数々あり、尊貴の人或(い)は女中 或は病人の好(み)に任せ 入込の湯も平日男女のわかれあり」	江戸後期、勢州一志郡榑原湯元版『温泉来由記』
湯の山	菰野町	「一、浴場 湯壺は…二つ並ぶ、人の多少により一つも二つも沸(か)す、幕湯過て入込にするなり…其次に貝を吹て女湯なり」	『菰野町史』(1941)所収、1744(延享元)年の堀田方白著『菰野の志をり』

(注) 筆者作成。以下、引用文中のゴシック表示は筆者。

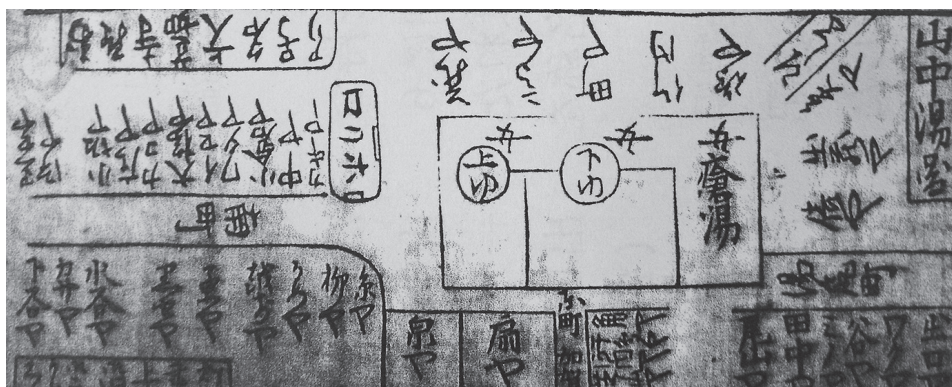


図3 山中湯図(『六用集』、1715〔正徳5〕年刊)

ている。すなわち浴槽は男女別であった。

山中湯図の簡単な浴舎図に付された「瘡湯」は、共同浴場の名称「惣湯」の当て字とも見られる。その上で「上ゆ」「下ゆ」同様に「瘡湯」にも「女」表示が付されていることから、三つに分けられた浴舎内の浴室それぞれ男女別に区分していたと考えられる。このことは後の1844(天保15)年に完成した『加賀江沼志稿』にも、「山中温泉 湯槽深三尺計 巾長五間、上摂浴室室内中分シテ男女ヲ別テ入浴セシム。男湯 女湯ト云。一ノ湯二ノ湯三ノ湯有」³⁶⁾とあり、浴舎内を大きく三つに仕切り、それぞれを男湯・女湯に分けていた記述からも裏付けられる。

(2) 山代温泉

主泉源地にただ一つの入浴の場・共同浴場(外湯)を設けていた山中温泉に対し、山代温泉は「温泉源ハ神明社地(神明山下)ニアリ、樋を土中ニウヅ(埋)ミ ソノ樋ヲモツテ泉ヲ家々ニ引、每家湯槽ヲ作ル」³⁷⁾(括弧内表記は筆者)、あるいは「十八軒、湯治人宿仕り候家数。但し一軒に一坪、二坪取湯仕り、座敷の内に湯坪これ有候」³⁸⁾などと史料に記されている。このように、共同浴場の他に周囲(「環家(ゆのがわ)」)の宿にも泉源から引いて内湯を早くから設けていた。そして共同浴場は、先の『六用集』の山代湯図に浴舎内は「男ゆ」「女ゆ」「下ゆ」の三つに区分されており、男女別であったことがわかる。

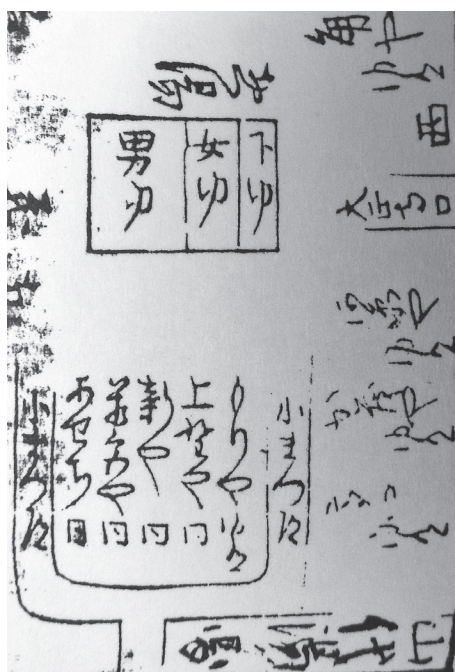


図4 山代湯図(『六用集』)

(3) 粟津温泉

加賀温泉郷には小松市の粟津温泉も含まれる。流布されてきた開湯・開宿伝承は置くとして、粟津温泉の開湯には白山信仰の山岳修験者らの関与があったと想像される。粟津温泉も『六用集』に粟津湯図が載っている。温泉場の中央広場に共同浴場があり、「あらゆ」「法志」など宿8軒ほどが囲んでいる。とくに「あらゆ」「法志」の2軒の宿には「ゆ」と表示されており、粟津の場合も宿に内湯があった

表5 石川県の主な温泉浴場の歴史的な浴室/浴槽区分

温泉地	所在地	浴室の区分状況	出典・資料
山中	加賀市	共同浴場(惣湯)浴舎内を「上ゆ」と「下ゆ」「瘡湯」の3つに仕切り、それぞれ男女に分けている	1715(正徳5)年、三ヶ屋五郎兵衛編・刊『六用集』山中湯図
山代	加賀市	共同浴場「惣湯」浴舎内を「男ゆ」「女ゆ」「下ゆ」の三つに区分	前出『六用集』山代湯図
粟津	小松市	共同浴場浴舎内を広めの「ゆ/男」、狭い「ゆ/女」、そして「下湯」の三つに区分	前出『六用集』粟津湯図
湯涌	金沢市	「惣湯」浴舎内を二つに区分、一つは「瘡湯」、もう一つは「○湯」と「○」と記す	前出『六用集』湯涌湯図
和倉	七尾市	「安永六年(1777)男女別の浴そうになった」「文化14年(1817)当時…湯ざやも建てられ女湯も造ってある」	1981(昭和56)年、北陸中日新聞七尾支局編『わくら物語』

(注)筆者作成。以下、引用文中のゴシック表示は筆者。

ことがわかる。

そして共同浴場の浴舎は広めの「ゆ/男」、横幅が狭い「ゆ/女」、それに「下ゆ」と記された三つに区分されている。『六用集』記載から115年後の1830(天保元)年に完成して藩主に献上された『加能越三州地理志稿』にも、「粟津温泉 湯室二間三間。局分爲二。曰(く)男湯女湯」³⁹⁾と記されているから、男女区分の構造は一貫していた。

(4)湯涌温泉

城下町金沢からは浅野川上流の山間に奥まった湯涌温泉も、『六用集』に湯涌湯図が示されている。浅野川支流の湯ノ川辺にある共同浴場は西側に山が迫って十分な広場を確保できていない。浴舎は「瘡湯」の区画と「○湯」ならびに「○」文字が並ぶ区画の二つに仕切られており、「○」文字は不明である。その周囲に数軒の宿が並ぶ。

後の『加能越三州地理志稿』の湯涌温泉項には、「湯槽長七間幅三間。深及肩。局分爲二。上號総湯。下號瘡湯」⁴⁰⁾と記されている。湯涌でも「総(惣)湯」と称された共同浴場の浴室/浴槽は基本的に二つに区分され、「○」

文字の加筆からみて他の加賀国の惣湯同様に、一つは男女別であったのではないかと推測される。

(5)和倉温泉

能登半島の入口、七尾湾に面した和倉温泉は能登国に属し、加賀国の温泉を対象に湯図と解説を交えた『六用集』の「加州湯本之浴舎之例」には含まれていない。もともと海中に湧いていたのを江戸初期の1641(寛永18)年に石囲いして湯島を築いた⁴¹⁾。江戸中期においても「いと熱ければ潮なん多く汲み入て、我が入るべきほどに計りて、ひとりひとりかの桶にかゝまり入れば…」⁴²⁾と、舟で島に行き、各自が熱い源泉と海水を汲んで適温にした浴桶の中に入る状態が長く続いていた。

その後の浴室/浴槽の状態について、1817(文化14)年10月に和倉を訪れた加賀藩士・田辺政己による『能登日記』は、「湯ざやは前口六間奥行四間にして…其際に湯壺一つあり。内は小石詰にして、四方に桶を並べ、其角を二間四方女湯に囲ひ…」⁴³⁾と記す。その頃には和倉温泉でも「女湯」ができていた。

6 まとめ

以上の近畿地方と石川県の歴史的な浴室/浴槽区分状況を表6にまとめた。

(1) 入浴の場の男女区分

まず男女区分について、近畿地方と石川県(加賀・能登国)を通じて江戸期に男女別であったのが16温泉地中12と四分の三を占めた。不明は奈良県湯泉地、和歌山県湯川の2温泉地。石川県湯涌温泉は湯図の区分表示が曖昧だが、他の総(惣)湯と同じ構造なら男女別だったと思われる。

よく知られる「合幕 男女入込湯の図」から混浴と見られがちな有馬温泉では、同図は合幕入込湯の場合を描いており、一方幕湯で男女別にする入浴形式も行われていた。表に唯一「混浴か」と記した兵庫県湯村温泉は、江戸末期の郷土資料に「男女混浴」と記されて

表6 近畿地方と石川県の浴室/浴槽区分

温泉地	所在県	男女区分	身分区分
湯村	兵庫県	混浴か	不明
城崎	〃	有	有
有馬	〃	幕湯方式	幕湯方式
多田	〃	有	不明
湯泉地	奈良県	不明	不明
白浜	和歌山県	有	不明
龍神	〃	有	有
湯の峰	〃	有	有
湯川	〃	不明	不明
榊原	三重県	有	留湯方式
湯の山	〃	有	留湯方式
山中	石川県	有	無
山代	〃	有	無
粟津	〃	有	無
湯涌	〃	有か	無
和倉	〃	有	無

(注) 筆者作成。

いたというのが、直接確認できなかった。ただ、湯村から峠を越えるとすぐ男女区分が明らかで鳥取県岩井温泉であり、なお疑問は残る。

結論的には、近畿地方及び石川県の主要温泉地では男女区分が顕著であった。これは中四国地方に続くものであり、また中四国地方以上に明白な特色であると言える。

(2) 入浴の場の身分区分

次に身分・階層による入浴区分については、先の中四国地方と同じく身分区分が見られる近畿地方と、身分区分が見られなかった石川県の違いは大きい。近畿地方の複数の温泉地では、中四国地方になかった「非人湯」も設けられていた。江戸時代さらに厳格に縛られた身分差別制度が入浴の場にも及んでいた構造がより鮮明であった。

本稿では指摘にとどめるが、この中四国地方に続く近畿地方と石川県の歴史的差異は、一向一揆勢力による百年の加賀国統治を成し遂げた惣村社会が育んだ惣湯のある温泉地と、藩や幕府代官による統治の縛りが強い温泉地の違いが背景にあるのではと考えられる。これらについては、今後の研究課題としたい。

注・参考文献

- 1) 内田彩・山崎瑞希・安藤巖乙・無量井春菜(2022):「東北地方における温泉文化の変容について--環境省『10年後の混浴プロジェクト』を通して--」『第37回日本観光学会全国大会学術論文集』、日本観光学会。
- 2) 石川理夫(2023):「中四国地方の温泉浴場にみる歴史的な浴室/浴槽区分」『温泉地域研究』第41号、日本温泉地域学会、13-24頁。
- 3) 温泉町史編集委員会編(1986):『温泉町史』第2巻近世編、482頁。
- 4) 前掲3)、482頁。
- 5) 前掲3)、482頁。
- 6) 早稲田大学古典籍総合データベース(DB):『但馬湯嶋道之記』、No.49。
- 7) 吉田重房(菱屋平七)著(1806):『筑紫紀行』(『兵庫県史 史料編 近世4』所収、1995年)。
- 8) 桜井良翰著『但馬考』巻之七・地理第五・城

- 崎郡、湯島・温泉項(桜井勉・校により1894年出版)。
- 9) 長尾折三纂著(1910):『日本転地療養誌』、吐鳳堂、527-529頁。
 - 10) 藤原定家著『明月記』第1(国書刊行会刊、1911年)、429頁。
 - 11) 顕詮著『祇園執行日記』応安四年(1371)九月廿二日・十月五日条(風早恂編『有馬温泉史料』上巻、名著出版、1981年、120-124頁)。
 - 12) 生白堂行風著『迎湯有馬名所鑑』、1678(延宝6)年刊(風早恂編『有馬温泉史料』下巻、名著出版、1988年、118頁)。
 - 13) 三宅嘯山著『有馬紀行たゝひ越』、1779(安永8)年刊(前掲『有馬温泉史料』下巻、346-347頁)。
 - 14) 秋里籬島編『摂津名所図会』巻六、1796(寛政8)年～1798(寛政10)年刊。
 - 15) 前掲14)。
 - 16) 奈良県教育委員会事務局文化財保存課編『十津川文化叢書』第5所収、十津川村、1961年刊。
 - 17) 川上村史編纂委員会編(1987):『川上村史』史料編上巻・村方編所収、606頁。
 - 18) 仁井田好古著『紀伊続風土記』第二輯・巻之七十一・牟婁郡鉛山村(1911年、帝国地方行政学会出版部復刻版所収)。
 - 19) 雑賀貞次郎編(1932):『白浜・湯崎温泉叢書』第一冊・科学文献編、17-18頁。
 - 20) 前出『紀伊続風土記』第二輯・巻之六十六・日高郡・龍神村。
 - 21) 前掲20)。
 - 22) 加納諸平・神野易興著編『紀伊国名所図会』後編五巻「日高郡・龍神温泉」項。
 - 23) 紀州龍神温泉之図(西川義方著『温泉須知』口絵に収録、1937年刊)。
 - 24) 藤原宗忠著『中右記』三・天仁2年11月1日条(日本史籍保存会編『史料通覧』、1918年刊所収)。
 - 25) 前出『紀伊続風土記』第三輯・巻之八十五・湯峯村。
 - 26) 曉鐘成編著『西国三十三所名所図絵』三巻・牟婁郡、1853(嘉永6)年刊(『紀伊国名所図絵』下巻・後編付属、1941年出版)。
 - 27) 前出『紀伊続風土記』第三輯・巻之七十八・牟婁郡 那智莊。
 - 28) 前掲27)。
 - 29) 那智勝浦町史編さん委員会編(1980):『那智勝浦町史』、854頁。
 - 30) 勢州一志郡榑原湯元山川氏蔵版『温泉来由記』、江戸後期、写本。三重県郷土資料叢書第71集・椋本千江著『伊勢榑原温泉のあれこれ』(1981)は同来由記を転載している。
 - 31) 菰野町史刊行会編(1941):『菰野町史』第三編・湯之山沿革、456-458頁。
 - 32) 安岡親毅著『勢陽五鈴遺響』3・三重郡巻之一・西菰野(鈴木嘉兵衛刊、1883年)。
 - 33) 前掲31)、466頁。
 - 34) 『加賀市史 通史』上巻、1978年、890頁。
 - 35) 金沢市立玉川図書館近世資料館蔵『六用集』。
 - 36) 小塚秀得編輯『加賀江沼志稿』巻二十三・池塘(『加賀市史 資料編』第1巻、1975年刊に所収)。
 - 37) 1854(嘉永7)年完成の武田友海著『山代志』巻之下、加賀市史編纂委員会編『加賀市史 資料編』第1巻所収、502頁。
 - 38) 『今江組巨細掌記』1781(天明元)年6月記録、『加賀市史 通史』上巻所収、1978年、866頁。
 - 39) 富田景周等編『加能越三州地理志稿』巻四・石川郡(石川県図書協会、1934年出版)。
 - 40) 前掲39)。
 - 41) 七尾市史編纂専門委員会編『七尾市史』、1974年、和倉温泉の由来項、411頁。
 - 42) 江戸中期刊、俳人・歌人・国学者の建部綾足著『紀行』より。1745(延享2)年の金沢紀行時の記述と思われる。
 - 43) 田辺政己著『能登日記 坤』(日置謙校訂『能登路の旅』、石川県図書館協会、1932年)。

スイスアルプス・サンモリッツにおける最古の温泉療養ホテル Historical Transition of the Oldest Spa Hotel in St. Moritz, Swiss Alps

池 永 正 人*
Masahito IKENAGA

キーワード：温泉療養ホテル (spa hotel)・歴史的変遷 (historical transition)

スイスアルプス (Swiss Alps)・サンモリッツ (St. Moritz)

1 はじめに

スイス南東部のグラウビュンデン州 (Kanton Graubünden) の主要河川イン (Inn) 川河谷に位置するサンモリッツ (St. Moritz) (図1) の本格的な観光の発展は、ホテル経営者のヨハネス・バートルット (Johannes Badrutt) が、宿泊客が少なかった冬季にイギリス人客を招いた1864年に始まる。しかし、サンモリッツには温泉があり、その利用は遺跡の発掘調査の結果から3400年前の青銅器時代に始まるとされている。わずか百人ほどの住民が暮らす小さな山村であったサンモリッツは、スイスで最初の電灯 (1878年)、路面電車 (1896年)、スキー学校 (1929年) など、現在では広く利用されている社会基盤整備の成果によって、チャーリー・チャップリン (Charlie Chaplin)、トーマス・マン (Thomas Mann) など著名で教養のある顧客が好む観光地に発展していっ

た。また、国際的な冬季スポーツ競技大会の催事もサンモリッツにおいては長い伝統がある。たとえば、2回の冬季オリンピック競技 (1928、1948年)、5回のスキー世界選手権 (1934、1948、1974、2003、2017年)、ヨーロッパで最初のスノーボード世界選手権 (1987年) などの開催が、そのことを明白に示している。このような顧客の特性と冬季スポーツ競技の催事は、サンモリッツの観光地としての信頼性と認知度を高めることになった¹⁾。

サンモリッツの温泉療養に関する研究成果については、イザベレ・ルッキー (Isabelle Rucki)²⁾ がサンモリッツ・バートの温泉療養ホテルの歴史的変遷を詳細に明らかにしている。また、サンモリッツが位置するエンガディーン地方 (Engadin) の大規模な近代ホテルの建築設計に関しては、シュュービガー・クプリー (Schubiger Kubly)³⁾ が地域の自然環境や社会環境の視点から論述している。さらにヴェットシュタイン (U. Wettstein)⁴⁾ は、サンモリッツ・バートの初期の小規模温泉浴場および飲泉・入浴方法に関する古典の分析を行った。

本稿は、これらの文献を詳細に分析して、スイスアルプスのサンモリッツにおける温泉療養の歴史と最古の温泉療養ホテルの建築構造を明らかにするものである。

なお、文献の記述内容を検証するため冬季は2013年3月、夏季は2016年8月に現地調

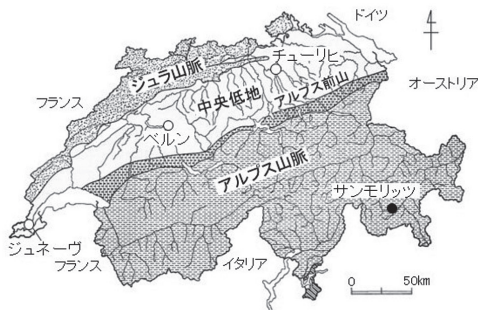


図1 研究対象地域

(注) 筆者作成。

*長崎国際大学 (Nagasaki International University)

査を実施した。両季節の調査は、異なる自然環境と観光客の実態把握に有効であった。

2 サンモリッツの温泉療養施設

(1) 初期の温泉利用

サンモリッツにおける最古のモーリシャス源泉 (Mauritiusquelle) は、標高1768mのサンモリッツ湖南西岸に位置するサンモリッツ・パート (St. Moritz Bad) にある (図2、

写真1)。バート (Bad) は、現地語のドイツ語で「入浴、浴場、湯治場」を意味する。泉源地で発掘された樹幹は、年輪年代測定結果から紀元前1411年と推定され、青銅器時代に人が住み温泉が利用されていたことが明らかにされている。空洞になった樹幹の内側からは、神に奉納されたとされる青銅製の遺物 (2本の完全に握める剣、1本の剣の断片、1本の短剣、1本の針) が出土している⁵⁾。

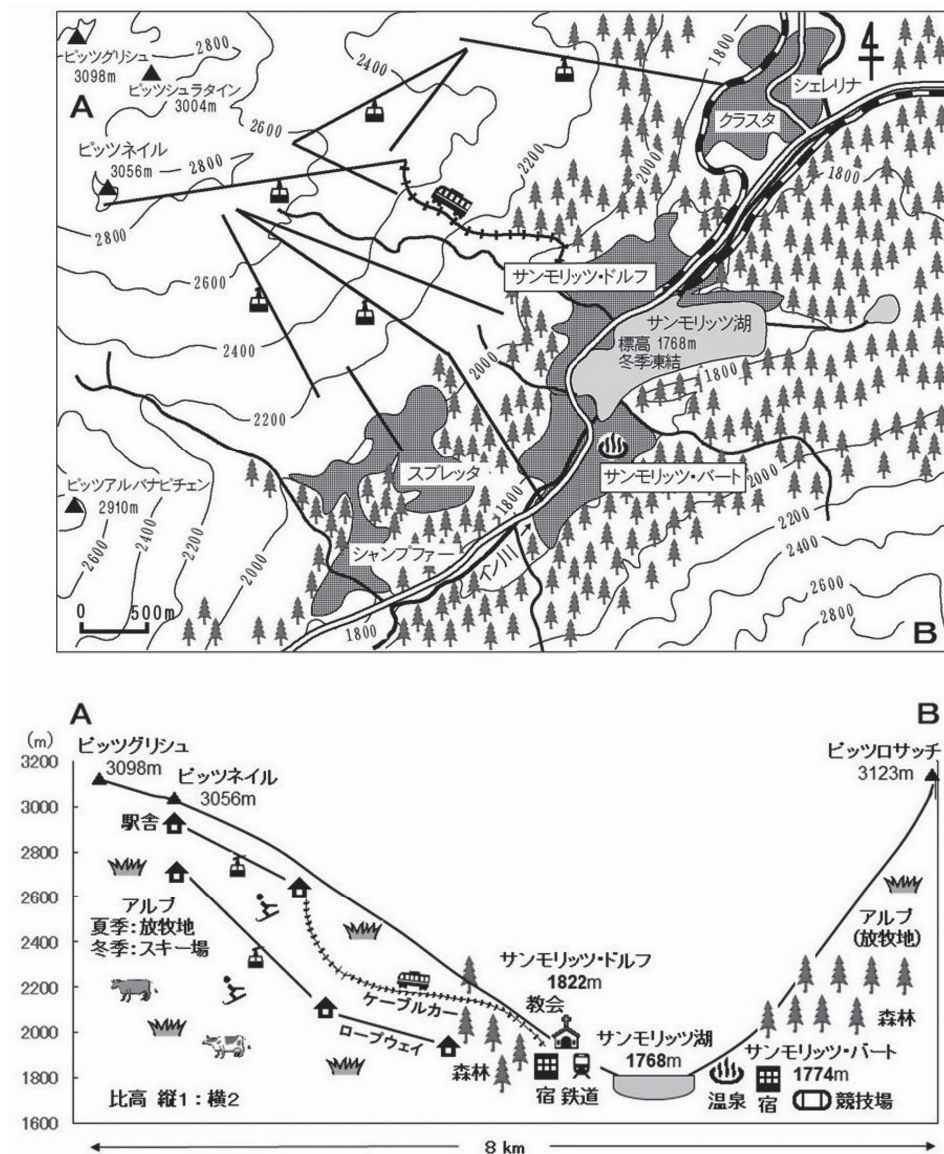


図2 サンモリッツの集落立地 (2023年現在)

(注) 筆者作成。

【サンモリッツ・ドルフ】



【サンモリッツ・バート】



写真1 サンモリッツの集落景観

(注) 筆者撮影。上：2013年3月14日、
下：2016年8月25日。

急峻な山地の谷底地に立地するサンモリッツ・バートは、風を遮るものがなく冬季は昼まで日陰になる日照環境にあるため寒さが厳しい。しかも旧時はイン川の洪水が頻繁に発生する危険な土地であった。そのためイン川の谷低地は、温泉療養施設が建設されるまで人が居住できない手つかずの土地であった。

1535年にスイスの医師パラケルスス(Paracelsus)は、サンモリッツに滞在して温泉入浴・飲泉(温泉水を飲む行為)の治癒力に深く感銘を受け、1540年にサンモリッツの炭酸と鉄分を含む温泉に関する初めての学術論文を発表した。当時の温泉成分に関する詳細な記録が不明であるため、現在採用されている成分結果を提示することにしよう。

表1 モーリシャス源泉の主な成分

区分	成分	mg/l
陽イオン	カルシウムイオン Ca ⁺	317.0
	ナトリウムイオン Na ⁺	147.0
	マグネシウムイオン Mg ⁺	36.4
	鉄イオン Fe ⁺	15.8
	カリウムイオン K ⁺	3.5
	ストロンチウムイオン Sr ²⁺	2.5
陰イオン	炭酸水素イオン HCO ₃ ⁻	1,235.0
	硫酸イオン SO ₄ ²⁻	200.0
	塩素イオン Cl ⁻	20.0
	臭素イオン Br ⁻	0.13
	フッ素イオン F ⁻	0.6
	硝酸イオン NO ₃ ⁻	<0.1
水素イオン濃度 pH		5.87

(注) Heilquellen in St. Moritz により筆者作成。
水量1kg当たり含有量。1998年12月14日分析。

1998年12月14日に測定したモーリシャス源泉の水量1kg当たり温泉成分は、表1に示すとおりである。泉質は「カルシウム(・ナトリウム)－炭酸水素塩(・硫酸塩泉)、含二酸化炭素泉、含鉄泉」、pH5.87の弱酸性泉とされている。筆者が二度の訪問時に飲泉した経験からは、確かに炭酸味とほのかに鉄の味が感じられた。

パラケルススの論文発表後、多くの医師がサンモリッツを訪れて、温泉の効能が認知されるようになると温泉の医療行為がなされ、療養客が来訪するようになった。当時の温泉利用は源泉を石垣で囲って築いた簡易な施設であった。ところが、1566年にはイン川の洪水によって源泉が被災し、しばらくの間は温泉が利用できなかった。16世紀の終わりに、ポーランドの貴族の寄付行為で源泉のそばに簡易な温泉小屋が建てられて、温泉の利用が再開された。

時代が下り、1667年頃にはイタリア・サヴォイアのヴィクトル・アメデウス公爵(Herzog Victor Amadeus)が、温泉小屋に

隣接して宿泊施設を建てることを申し出たが、村 (Gemeinde) は中心集落サンモリッツ・ドルフ (St. Moritz Dorf) の宿泊施設の経営者との競合を懸念して断ったという。そのため温泉小屋の周りは依然として未開地状態にあり、自然の恵みの温泉を多くの療養客に利用してもらうことができなかった。

(2) 温泉療養施設の建設

やがて19世紀に道路交通や鉄道交通が発達するようになると、王侯貴族や中産階級の資産家がアルプス山脈の風光明媚な場所で休暇を過ごす旅行が盛んになった。1815年にサンモリッツの若い住民は、保守的で高齢な住民がスイス国境のイタリア・チラーノ (Tirano) の牛市場に出掛けて不在中に、村の公共事業として村を流れるイン川の洪水減災工事と湿地の干拓を実施するとともに、ド

ルフからバートに通じる道路を建設した。

1831年には、資産を有し営業に長けた数人の住民が会社を設立して、翌1832年にサンモリッツのモーリシャス源泉は、温泉療養施設として整備された (図3)。このことは、サンモリッツの温泉および飲泉・入浴方法の手引きに関する記述から明らかである。しかし、この温泉療養施設の近くは宿泊施設を欠き、療養客は徒歩30分を要するサンモリッツ・ドルフの質素な宿を利用せざるを得なかった。サンモリッツ・ドルフは、サンモリッツ湖北岸の日当たりが良好で風光明媚な日向斜面に立地している。

サンモリッツ・バートでは1853年に2つ目のパラケルスス源泉が発見され、新たな温泉療養施設の建築計画を推進することになった。具体的には、同年に新規会社が設立され、サンモリッツの行政側との間に50年間を超える借地契約が結ばれた。この契約の署名後に、会社は建築家フェリックス・ヴィルヘルム・クプリー (Felix Wilhelm Kubly、以降クプリーと呼称) に新しい大規模な温泉療養施設の設計を委託した。

この本格的な温泉療養施設は、高まる人気による利用客の増加に伴い、数年後に同じ建築家のクプリーに拡張設計が委託された。クプリーは、機能的で斬新なデザインを念頭に置き、既存の飲泉場と療養設備を活用した宿泊可能な芸術的・個性的な温泉療養施設の設計を試みたのである。

【1832年頃の温泉療養施設】



【療養客の飲泉】



図3 サンモリッツ・バートの温泉療養施設
(注) 上: St. Moritz - eine aussergewöhnliche Geschichte (第2版) より引用。

下: Heilbad St.Moritzの展示資料を
筆者撮影。2016年8月25日。

3 最古の温泉療養ホテルの建築構造

クプリーが新たに設計した療養温泉ホテルは、古い療養施設の建物群に隣接して建てられた。その設計の特徴は、付属の建物がない3階建て寄棟屋根のT型建物形状であり、東西南北の全面に格子状に規則正しく窓が取り付けられた (図4、写真2、図5)。正面中央の玄関は、両側を上部破風のリザリートエプロン (建物前面の突出部) にして、2階と3階にはバルコニーを設けた宮殿建築様式が採用

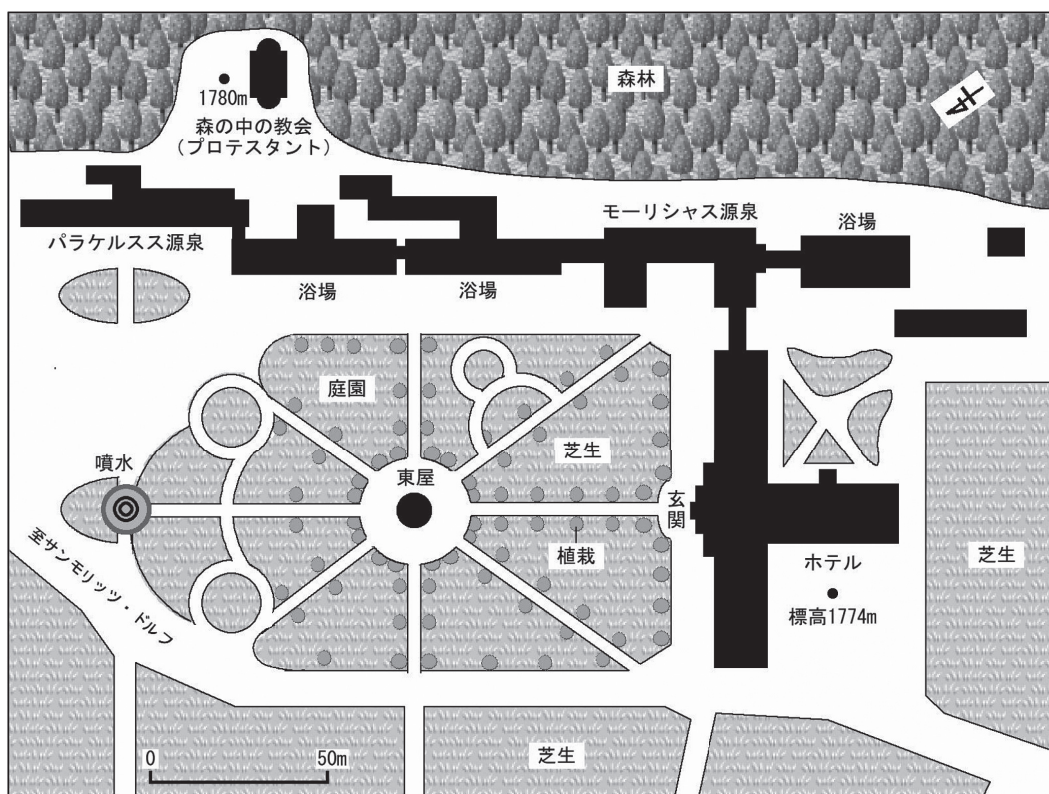


図4 サンモリッツ・バート温泉療養ホテルの立地図 (1900年)

(注) 筆者作成。



写真2 サンモリッツ・バート温泉療養ホテルと浴場 (1900年)

(注) Isabelle Rucki, "Das Hotel in den Alpen", 94 頁の写真に筆者加筆。

【北側の正面外観】



【2階の間取り】

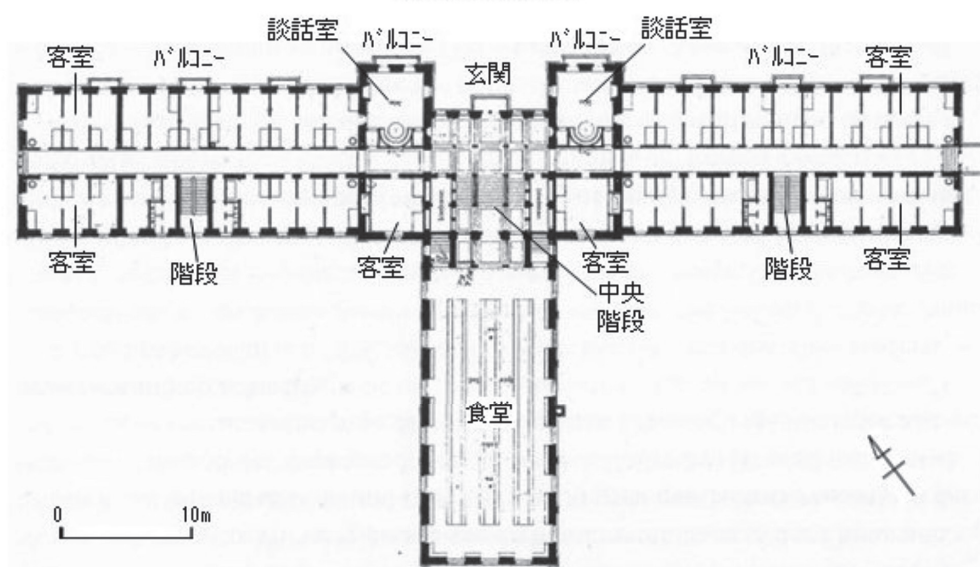


図5 サンモリッツ・バート温泉療養ホテルの構造(1861年)

(注) 上、下：Isabelle Rucki, “Das Hotel in den Alpen”, 99頁の原図に筆者加筆。

された。両脇の直線形状の客室棟は、中央に廊下を設けて左右対称に129室400ベッドの客室を配置した。これは後期擬古典主義(1700年代後半～1800年代前半)の建築様式の影響を受けたとされている⁶⁾。

T型の左右対称の建物形状と軸線は、造園設計にも反映されている。ホテルの正面中央玄関から療養広場としての庭園に真っ直ぐに伸びる通路は、庭園のはずれの噴水に至る。

庭園の中央に東屋が設けられ、そこを中心とした放射状および網目状の遊歩道と植栽は、優美な幾何学模様様の庭園を形成した(写真2)。

このホテルの特徴的な間取りは、後方の中央翼に調理場と300席の食堂を設けたことである。それは400ベッドを有する大型ホテルにおいては、同時に宿泊客の食事ができる広々とした食堂を必要としたことによる。

中央の大きな階段は玄関ホールと食堂の間に設けられ、左右の客室棟中間部分には各階を直接連絡する小規模な階段が設置された。日向の南側に豪華なスイートルームと談話室を配置するのではなく、これらは日陰の北側に設けてバルコニーが備え付けられた。

このようにホテル建築における軸線構造は、左右対称の客室棟と東屋を中心とする放射・網目状の幾何学模様の庭園を形成した。それは、クプリーの審美的な観念が1860年以降もなお擬古典主義の慣行にならったことによる。建築家クプリーの実用的観念が、優美で機能的な近代ホテル建築の礎を築き、後のリゾートホテル建築の普及に寄与することになったのである。

4 サンモリッツの観光発展

(1) 温泉療養地からスポーツ競技地へ

近代的な大規模温泉療養ホテルが整備されたサンモリッツでは、1864年頃から療養客が多く訪れるようになった。それに拍車をかけたのが、1903年にグラウビュンデン州の州都クール(Chur)からサンモリッツまでの鉄道開通であり、サンモリッツの観光業は半世紀のおよぼ黄金期を迎えた。しかし、1914年にヨーロッパを主戦場とする第一次世界大戦が勃発すると、来訪客が途絶えることになる。

1918年に第一次世界大戦が終わると、サンモリッツではヨーロッパの王侯貴族の賓客が再び来訪するようになり、しかも新たに富裕層や作家・芸術家などの来客も増えて、観光業は徐々に回復していった。彼らは、従来の温泉療養客とは異なり、スキー、カーリング、スケートといったウィンタースポーツの娯楽を求めた。このことによって、サンモリッツの観光業の重きは夏季から冬季へ移り、温泉療養は主役の座を失っていった。しかし、依然として療養客は温泉の治癒力に関心が高く、サンモリッツにおいてリューマチ疾患の新たな療法の確立に寄与した。観光業

とスポーツ競技の絶頂期は、1928年にスイスで初めて開催された冬季オリンピックであり、しかも会場がサンモリッツであった。しかし、その好景気は、翌1929年秋のアメリカ合衆国に端を発する世界恐慌と、その後の第二次世界大戦(1939～1945年)によって後退することになる。

(2) 現在の温泉・スポーツ・文化施設

標高1774mのサンモリッツ・パートにあるスイス最高所の療養泉は、太古の昔から入浴客を魅了してきた。伝統的な飲泉・入浴療養を維持するために、1976年に現在の温泉療養施設(Heilbad St. Moritz)が建てられた(写真3)。これは当時の療養施設長ペーター・カスパー(Peter Kasper)の尽力によるものである。現在では、理学療法、マッサージ、入浴、泥パック、その他多岐の温泉療養が行われている。

また、2014年夏に開業した複合スポーツ施設のオヴァヴェルヴァ(OVAVERVA)には、多種類のスイミングプール、入浴場、ジム、アウトドアスポーツセンター、レストランなどが通年営業している。

一方、これまでエンガディーン博物館の地階(Cuort)に展示されていた最も古いモーリシャス源泉の囲いの枠は、2014年7月からサンモリッツ・パートのパラケルスス源泉の建物を修復して資料館にしたフォーラム・パラケルスス(Forum Paracelsus)で展示



写真3 温泉療養施設

(注)筆者撮影。2016年8月26日



写真4 修復前のフォーラム・パラケルスス
(注)筆者撮影。2014年3月14日

されている⁷⁾。館内には、サンモリッツの青銅器時代における源泉集水域で出土した刀剣や飲泉コップなどが展示され、湯治文化を歴史絵画や音声解説で入館者に紹介している。現代の飲泉コーナーでは、サンモリッツの炭酸泉を試飲できる(写真4)。

5 むすび

本稿は、スイスアルプスのサンモリッツにおける温泉療養の歴史と最古の温泉療養ホテルの建築構造を明らかにした。

サンモリッツの温泉療養は、1540年に医師パラケルススがサンモリッツ・バートの温泉効能を明らかにした学術論文の発表を契機に始まった。療養客に対する温泉の医療行為は、当初は簡易な温泉小屋でなされていた。サンモリッツでは、19世紀に道路・鉄道が整備されると、ヨーロッパの王侯貴族や中産階級の資産家が来訪するようになり、大規模で豪華な温泉療養ホテルが建設された。

温泉療養ホテルの建築構造は、既存の飲泉場と療養設備を活用した機能的・芸術的で斬新なデザインであり、外観は宮殿を想起させる左右対称の客室棟と東屋を中心とする放射・網目状の幾何学模様の庭園を備えた。この温泉療養ホテルは、優美で機能的な近代ホテル建築の礎を築き、後のリゾートホテル建築の普及に寄与することになった。第二次世

界大戦後は、富裕層や作家・芸術家など多様な客層に対応して、温泉入浴と登山・ハイキング・スキーなどスポーツ、集落の祭事・歴史探訪・風景観賞など多様な地域資源を組み合わせた新たな温泉療養が普及するようになった。これが現在のアルプス山脈の温泉地にみられる普遍的な観光形態なのである。

注・参考文献

- 1) Silvio Margadant, Marcella Maier, Michael Lüscher (2019) : St. Moritz - eine aussergewöhnliche Geschichte, 312 S.
- 2) Isabelle Rucki (2012) : Das Hotel in den Alpen - Die Geschichte der Oberengadiner Hotelarchitektur ab 1860, hier + jetzt, 320 S.
- 3) Schubiger Kubly (1984) : Zu Leben und Werk der wichtigsten Hotelarchitekten im Engadin siehe auch das Kapitel «Die Architekten», S.231-233.
- 4) U.Wettstein (1833) : Beschreibung der St. Moritzer Brunnen und Badeanstalt nebst Rath und Anleitung zum richtigen Gebrauche der Trink-und Badecuren, S.121-139.
- 5) 前掲1) 32頁。
- 6) 前掲2) 99頁。
- 7) Forum Paracelsus : <https://www.engadin.ch/de/museen/forum-paracelsus/> (2023年8月9日閲覧)

温泉裁判例研究

複数分湯における温泉利用権の法的性質 ～葉山温泉・蔵王荘事件の再評価～

The Legal Nature of Spring Water Use Rights Granted to Multiple Users through Piped Distribution Systems ～ Reassessing the Zao-so (Hayama Hot Spring) Case ～

清水 恵介*
Keisuke SHIMIZU

キーワード：上山温泉 (Kaminoyama hot spring)・温泉利用権 (spring water use right)・川島説 (Kawashima theory)

判決日・出典：山形地方裁判所昭和43年11月25日判決・下級裁判所民事裁判例集19巻11=12号731頁、判例時報543号70頁

対象事件・事件名：山形地裁昭和37年(ワ)第177号温泉配湯請求事件

裁判結果：請求認容

【事件の概要】 慣習法上の物権的温泉利用権は、対抗すべき第三者が新たな権利関係に入った当時において、当の譲受人が現に送湯管の設備と営業施設等による温泉の現実支配という事実から温泉を利用していると認めるに足る客観的徴証が存在することによって、その第三者に対抗し得るものとされた事例

1 事実

A(西方利馬)は、山形県上市市高松字葉山下1659番9・10において、(旧)葉山源泉¹⁾を掘削・開発し、本件源泉権を所有していた者である。また、X(国家公務員共済組合連合会〔KKR〕)は、国家公務員共済組合法に基づき連合会加入の国家公務員共済組合をもって組織する特殊法人であって、当時、同市高松字葉山地区内において、国家公務員の保養を目的とする保養所「蔵王荘」を運営していた者である。

なお、上記(旧)葉山源泉の掘削経緯は以下のとおりである²⁾。

①葉山・高松温泉街付近「いがらし」の一郭に湯沼という小さな沼があり、常に温泉が湧き出て冬も凍らず、魚が泳いでいたという。ここに着目し、湯源を求めようとして明治

治初期頃、幾度か発掘した者もあったらしいが成功はしなかった。若くして(当時の)高松村総代に選ばれた橋本龍之介も、1890(明治23)年2月、時の県知事・長谷部辰造に温泉掘削を願い出て、1892(明治25)年頃、村人の応援を得て掘削に乗り出し、手掘りで約6mほど掘り下げたが成功しなかった。

②それから35年後の1927(昭和2)年、新湯地区での温泉発掘成功を見聞した橋本は、自己の所有地((旧)山清旅館の前)の道路の側に上総掘りを仕掛け、掘削を開始した。以来、約2年の歳月と相当の資金を費やして深度91mに至り、地温は56℃に上昇したが、1928(昭和3)年9月、山形県温泉条例に抵触するとの理由で上山警察署長より掘削中止を命じられ、温泉の湧出に至らなかった。

③その後、1934(昭和9)年1月、橋本に

*日本大学 (Nihon University)

おいて温泉掘削の出願がなされ、翌1935（昭和10）年6月25日、山形県知事（金森太郎）により掘削が許可されたことから、翌7月10日、掘削現地にて地鎮祭を行い、掘削に着手した³⁾。その結果、1936（昭和11）年6月までに、深度248.5mで温泉を掘り当てた

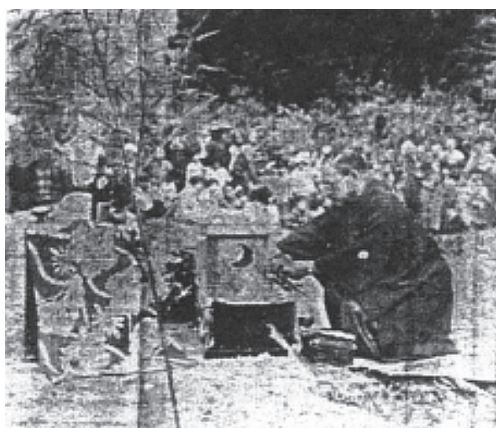


写真 葉山温泉掘削の地鎮祭と西方代議士

（注）日刊山形14638号（1935年7月10日）（『葉山温泉開湯60周年』（かみのやま温泉 葉山温泉旅館組合、2008年）より引用）。

が、自噴には至らず、当時の法によってポンプ揚湯が厳禁されていたために、これを使用できず封鎖された。

ところが、終戦後における行政上の空白期間⁴⁾に乗じて、1948（昭和23）年5月5日、更に10mほど掘り下げ、自動ポンプを仕掛けて揚湯を実施したところ、62℃の温泉が360L余も湧出した（（旧）葉山源泉）。それゆえ、この日が葉山温泉の開湯日とされる。

そして、この計画の中心人物が当時、政友会の代議士であったAであり、同月、掘削地の側に葉山館を建設し、その経営者となった⁵⁾。また、（旧）葉山源泉の豊富な湯量は、希望者への分湯を可能にした。この分湯により、同年11月28日、最初に温泉旅館を開業したのが、橋本龍之介の孫である橋本利左衛門（橋本屋旅館）であった。

葉山地区においては、1949（昭和24）年11月9日、Aによる温泉の無償提供と、橋本利左衛門による敷地の寄付により葉山共同浴場が開設されたほか、相次いで温泉旅館が建設された。「蔵王荘」もこの中に含まれる。

表 葉山地区における分湯の経緯

開業年月	分湯先の旅館・公衆浴場名（経営者）
1948（昭和23）年5月	(1)葉山館（西方利馬→五十嵐フク）
同年11月28日	(2)橋本屋旅館（橋本利左衛門）
1949（昭和24）年11月	(3)葉山公衆浴場（西郷村〔鈴木行男〕→上市市）
1950（昭和25）年2月	(4)丹野ホテル（丹野マサ） → 後に廃業
同年4月	(5)安部旅館（安部左平） → 後に廃業
同年6月	(6)菊屋別館（斉藤利兵衛） → 後に廃業
1951（昭和26）年8月	(7)招雲閣別館（後の古窯、佐藤信二）
同年11月	(8)寒河江屋旅館（伊藤こう）
1953（昭和28）年11月	(9)来山荘（向田よしえ） → 後に廃業
1954（昭和29）年4月	(10)葉山ホテル（後の名月荘、菊地太七）
同年11月	(11)山清旅館（佐藤ゑつ） → 後に廃業
不明	(12)東北配電保養所（後の東北電力保養所） → 後に廃業
1955（昭和30）年5月	(13)蔵王荘 → 後に廃業
同年9月	(14)三恵旅館（佐藤みつゑ）
1957（昭和32）年10月	(15)まるみ荘（佐藤操） → 後に廃業
1962（昭和37）年5月	(16)糸屋ホテル（菊地あき） → 後に廃業
1966（昭和41）年10月	(17)富士ホテル（後の彩花亭時代屋、富士なを）
1973（昭和48）年5月	(18)静山荘（丹野テルエ）

（注）筆者作成。

1953（昭和28）年11月10日、Aの代理人白土久吉とXの代理人智葉永吉は、「蔵王荘」の開設に当たり、公正証書を作成して、AがXに対し金200万円の代価で前記源泉地から湧出する温泉のうち毎分1斗2升（約21.6 L）を利用し得る権利を永久譲渡し、これを「蔵王荘」においてXに供給する義務を負う旨の契約を締結し（後記資料参照）、上記源泉から湧出する温泉の一定量を利用する権利を取得した。また、1955（昭和30）年12月26日、Aは、Xの前記代理人との間で、AがXに対し、95万円の代価で当該温泉のうち更に毎分5升（約9.0 L）を利用し得る権利を譲渡し、前記と同様に、Aがこれを「蔵王荘」においてXに供給する義務を負う旨の合意を行い、1956（昭和31）年1月13日、Aの代理人堀川儀助及びX代理人が、前記公正証書の契約条項と同一文言をもって、当該合意につき、

改めて公正証書を作成し、正式に追加契約を行った。

ところが、1961（昭和36）年4月22日、Y（Aが代表取締役を務める葉山温泉観光株式会社⁶⁾）が、本件源泉権を買い受けて取得し、その所有者となった上、Xに対し、温泉供給義務がないと主張して給湯を停止せんとする態度を示した。なお、Yは、本件源泉権の譲渡を受けた際、XがAとの契約により、当該源泉地における温泉を引湯利用する権利を取得していた事実を知っていた。そこで、Xは、1962（昭和37）年、山形地裁より送湯妨害禁止の仮処分命令を得た。これにより、Yは、「蔵王荘」に毎分8升5合（約15.3 L）の割合による送湯を継続することとなった。その上で、Xは、Yに対し、停止しようとした温泉の給湯を求めて山形地裁に訴えを提起した。

資料 本件における温泉譲渡契約書

第1条 甲はその所有にかかる温泉湧出量のうち毎分1斗2升を乙に永久に譲渡するものとする

但し甲の責に帰すべからざる原因により湧出量が減退せる場合は他の温泉利用者と共に各々その供給量に比例して減量となるも乙は異議を申し出ない

第2条 乙は前条の対価として甲に金100万円也を昭和28年9月25日に支払い残金100万円也は契約完了後1週間以内に支払うものとする

第3条 甲はその所有にかかる前記温泉を他に譲渡する場合はその譲受人に対し本契約による「権利義務」一切を継承せしむるものとする

第4条 将来源湯施設タンク並びに送湯管幹線の改修を有するときは各温泉利用者協議の上各々の温泉使用量に比例してその費用を分担するものとする

源湯及び送湯管配管図を本証書末尾に添付する

第5条 揚湯電力量並びに甲の源湯管理人に対する費用は温泉利用者においてその使用量に応じて分担する

第6条 乙が本契約に基き温泉を使用する為に必要な送湯管支線の設備並びに維持改修費は乙の負担とする但し乙が右支線を改修する場合は工事計画につき予め甲の承諾を得て実施する

第7条 甲乙又はその指定する者が給湯施設の管理改修のため必要とするときは夫々甲の源湯施設或は乙の宅地建物に立入ることを認める

第8条 甲は乙に給湯するに必要な諸施設につき善良なる管理者の注意をもってその保全に努めなければならない

乙は甲が右の注意を怠った場合は第4条及び第5条に定める費用は負担しない但し甲に故意又は重過失のない場合はこの限りではない

（注）川島武宜『温泉権』211頁（岩波書店、1994年）より引用（甲第1号証）。

2 判 旨

請求認容。

「上山地方の温泉地区を含む各地の温泉保養地と称される地域においては、設定当事者において、この種の温泉利用権を、当該源泉に温泉の湧出する限りその権利の存続を目的として、多額の代価で設定し、さらに、これが源泉権とは別個に、自由に譲渡取引の対象となし、源泉権者或は利用権利者のいずれに変更があっても、その権利関係を覆滅させないものとした契約のなされる事例のあることは当裁判所に顕著な事実である。しかも右のような温泉利用権は一定の温泉量につき直接排他的に利用することを内容とする権利として把握し得るものと理解されるから、右のような経済取引において、独立の直接的支配を認める価値のある温泉の利用関係の実態とその利用の態容が一般に外形的にも認識し得られる客観的状态を有する等の一定の慣行としての公示方法を具備する限り、その温泉利用権に慣習法上の用益物権の成立を肯認するのが相当である」。

「XとAとの間の本件温泉利用権の設定契約は、第1回契約および第2回追加契約とも、その契約書（公正証書）に、Aがその所有する温泉湧出量のうち一定量（第1回契約分は毎分1斗2升宛、第2回契約分は毎分5升宛）を永久に譲渡する旨の文言を記載して約定されていることは前記のとおりである。ところで、このような文言は通常債権契約にはみられないものであり、これを素直に解釈すれば、その契約によりAがXに対し、湧出温泉のうちの一定量を引湯利用する権利を、温泉の湧出する限り、契約当事者が変わっても消滅することのない権利として設定する旨を合意したものとみることができる。さらに、右契約において、Xは毎分合計1斗7升の量の温泉利用権を取得した対価として合計295万円の一括支払義務を負っていることは前記認定のとおりであって、右価額は、温泉権が他に譲渡された場合、その譲受人に当然対抗し得

ないような債権としての利用権の代価としては、客観的にみて高額過ぎることは明らかであり、また…、AはXとの右契約に前後して、他の十数名の温泉利用者ととの間に、温泉利用権の設定を目的とした契約を各別に締結しているのであるが、それらの契約の条項においていずれも利用者がその権利を譲渡する等の処分をするにはAの書面による承諾を必要とする趣旨を明記していることが認められるところ、Xとの右契約には、その権利の譲渡等の処分を制限するような約定がなされていないことは当事者間に争いがなく、前記『永久譲渡』の文言に、これらの事実を併せ、総合すると、XとAは右契約において慣習法上の用益物権としての温泉利用権を設定したものと解するのが相当である」。

「Xの本件温泉利用権が物権としての対抗要件を備えているか否かを検討する。

本件温泉利用権のような慣習法上の物権的温泉利用権は、対抗すべき第三者が新たな権利関係に入った当時において当の譲受人が現に送湯管の設備と営業施設等による温泉の現実支配という事実から温泉を利用していると認めるに足る客観的徴証が存在することによってその第三者に対抗し得るものとされていることは当裁判所に顕著な事実である。

これを本件についてみるに先に認定した事実により明らかなように、Xは国家公務員の保養所なる恒久的な施設として前記『蔵王荘』を設備し、訴外BやYが本件源泉権を取得する…数年前から引続き源泉地から右『蔵王荘』に送湯のための配湯管を通じて、（契約面）毎分1斗7升の割合で引湯し、これを直接、排他的に利用していたものである。そしてこれらの設備は全体として相当な施設物であって、一般に、外界からたやすく認識し得る客観的な存在物として顕然たるものであるから、物権変動の際の公示方法として、第三者の保護に欠けるところがないというべきである。とすると本件の湯泉利用権は、物権としての権利の変動を第三者に明認させるに足り

る特殊の公示方法として充分であるから、対抗要件を具備しているものといわねばならない」(以上の下線部は筆者による)。

3 評 釈

(1) 本判決の意義と既存の評価

本判決は、①民法成立後の掘削泉に対する権利、いわゆる近代法的温泉権については、多年の慣習を要することなく独立した権利の成立を認めるとともに、②温泉に対する現実支配を第三者対抗要件としての一種の明認方法と捉える川島武宜博士の見解(以下、「川島説」という。)を初めて採用した裁判例として、大きな意義をもつ。その採用の最も大きな要因と思われるのは、川島博士が自ら論稿で明らかにしているように(後掲②参照)、この問題に関して川島博士自ら山形地裁に鑑定書を提出したことであった。

もっとも、上記②の考えが初めて公表されたのは、川島武宜「温泉権の処分」川島武宜ほか編『温泉権の研究』525頁(勁草書房、1964年2月)であるから、Xにより提訴されたとみられる1962(昭和37)年はその公表前であり、Xとしては、こうした考えを前提に提訴したわけではなかったようである。実際、川島博士が山形地裁より鑑定を依頼されたのは1964(昭和39)年4月30日であり⁷⁾、つまり、川島博士にとっては、上記『温泉権の研究』を通じて公表したばかりの考えを、現実の紛争現場に適用する機会が早速与えられたこととなる。おそらく、山形地裁としても、同書による川島説の公表を受けて、あえて鑑定を依頼したものと思われる。

本判決に対する解説・評釈は後掲①～④といまだ少ないものの⁸⁾、川島自身による②は当然のこととして、川島研究グループの一員である中尾英俊の執筆にかかる①も本判決に賛同し、④(田高教授)も、「管理支配の事実を温泉権の公示方法とする見方は妥当」と評する。

その中で、小澤英明弁護士の執筆にかかる

③が対照的に本判決を強く批判する内容となっている。

小澤弁護士は、本判決の問題点として、①「本件源泉権」なるものが何なのか不明であること⁹⁾、②源泉で温泉の採取をコントロールする立場にないXを温泉の直接排他的利用権者と見ること自体事実からかけ離れていること、③引湯施設がすべて物権の利用権を示しているとは言えないこと、④源泉の温泉利用権者から設定され、自由譲渡され、設定者や被設定者に変更があっても覆滅しない契約が物権設定契約として各地で尊重されているのかは疑問であり、裁判所に顕著とはいえないことを指摘するとともに、⑤本判決を引き出した川島鑑定書自体に問題があり、その論拠が薄弱である点を指摘する。小澤弁護士が川島説を強く否定する立場であることは周知のとおりであり、予測された評価とはいえるものの、ここではあくまで、本件温泉利用権を物権と説明しなければならない必然性はなかったとの立場であり、他方で、AのXに対する債務負担を承認して本件源泉権を取得した等の構成により本判決と同様の結論を導く可能性も指摘しているため、本判決の結論自体に必ずしも反対しているわけではない。

このように、既存の評釈においては、川島説に対する評価がそのまま本判決の評価につながっているものの、たとえば川島説を採用する本判決の立場によったとしても、本件事案への適用として十分であったのかはなお検証の余地がある。

(2) 複数分湯における温泉利用権の法的性質

とりわけ、本件では、前述の経緯で源泉が十数名に分湯されていた点に特殊性がある¹⁰⁾。Xの有する温泉利用権が物権であるとする限り、A・XないしはY・Xの関係だけでなく、同源泉の分湯を受けた葉山地区の他の温泉利用権者との関係においてもその利用権を対抗することができる。他方で、他の温泉利用権者の権利の性質が物権ではないとすれば、Xの温泉利用権はこれに優先するが、これもま

た物権であるとすればどうか。必ずしも相互に排他性がないとの意味で、物権の中でも地役権、特に用水地役権（民法285条）に近い法的構成が志向されることとなる。この点で、本判決が、本件温泉利用権を、「一定の温泉量につき直接排他的に利用する」権利とし、「排他」性をその要素としていることには疑問を呈し得る。

もっとも、かかる温泉利用権については、地役権とは異なり、設定登記のような明示的な公示方法が用意されていないがために、用水地役権と同様に、後の温泉利用権者は、前の温泉利用権者の温泉の使用を妨げてはならない（同条2項参照）といった早い者勝ちのルールを採用してよいかはなお議論の余地がある。この点、葉山地区においては、同地区の温泉利用権者を構成員とする「葉山温泉旅館組合」が組織されていたため、これを一種の入会団体とみることができれば、その利用権をもって共有の性質を有しない入会権（同294条）と解し、一般の入会権のように、特段の公示方法がなくとも、用水地役権に関する先のルールを準用できるとの解釈もあり得るものの、入会団体の構成員による温泉の共同利用と早い者勝ちのルールとは相容れないとみれば、あくまで各契約上の供給湯量の割合に応じた按分比例的な配湯を受ける権利を有するにとどまるのが原則と解すべきこととなる。もちろん、そのように解したとしても、地役権と同様、例外的に排他性のない物権と捉えるにすぎず、物権としての性質決定と矛盾することにはならない。

同一源泉から湧出する温泉が複数名に分湯され、それらがいずれも慣習法上の物権（「小間口権」と称されている。）と解されている著名な例として、群馬県渋川市・伊香保温泉「黄金の湯」源泉を挙げることができる¹¹⁾。伊香保の分湯システムは、源泉地から石段街の中心を流下させた引湯樋の本流「大堰」からの分湯口、いわゆる「小間口」において、事前の合意に基づく権利者ごとの厳格な幅と高さ

とを設定し、それを目視できる環境下で相互監視させることで、各小間口権者が分湯を受ける湯量がコントロールされる仕組みとなっており、今日もなおその伝統が維持存続されている。そのような仕組みの下では、湯量の一時的な変動によって上流の小間口に多くの湯量が集中し、結果的に上流の権利者が優先して多くの温泉を利用できることとなったとしても、それも1つのルールの適用結果にすぎず、不当とは解されない。

しかし、そこまでの伝統や同等の仕組みがないまま、湯量の多さを頼みに温泉を複数名に分湯しているにすぎないケースにおいては、上記比例配湯の原則に甘んじることとなろう。「湯口権」なる温泉権が司法的に承認された長野県松本市・浅間温泉というならば、温泉の単独利用ケースであった「鷹の湯事件」ではなく、温泉の分湯利用ケースであった「松の湯事件」がこれに近いものとなる¹²⁾。松の湯源泉においては、源泉地盤の土地につき共有登記が行われ、その共有者が概ね湯口権者と重複していた点に鑑みると、その湯口権者相互間に優先劣後はなく、比例配湯が志向されていたとみられる。

葉山地区では、源泉掘削の4年後に、温泉利用者（温泉旅館経営者）を構成員とする組合が組織されたものの、当初の源泉権者（第一次温泉権者）はもっぱらAなる特定の人物とされ、そのAとの個別契約により順次分湯が行われていった。こうした経緯に鑑みると、温泉利用者間での合意形成は保障の限りでなく、そうした中で、契約日の先後により優先劣後が定まるとのルールを採用することは、よりいっそう強い理由で否定されるべきこととなろう。

また、温泉権の二重譲渡のケースでかつて考察したように¹³⁾、明認方法の具体的内容自体、対抗問題の相違に応じた類型化が必要である。なぜなら、本件で争われた温泉利用権者（第二次温泉権者）と源泉権譲受人との対抗問題や、源泉権者（第一次温泉権者）と

源泉地盤の土地所有権譲受人との対抗問題においては、本判決と同様に、「送湯管の設備と営業施設等による温泉の現実支配」をもって明認方法と解し、譲受人に対する対抗力を認め得るとしても、源泉権・温泉利用権の二重譲渡における譲受人間の対抗問題においては、そのような明認方法だけでは、譲受人にとって当該権利が誰に帰属しているのかまでは認識できないため、立札・標識等による権利者名の公示が必要となるからである。

この点、本件でみられた源泉権者による温泉利用権の二重設定における温泉利用権者間においては、これを二重譲渡と同視すれば後者の帰結となるが、前述のとおり、権利者間に優先劣後はなく、あくまで比例配湯となるにすぎないとすれば、相互に排他性はなく、前者（本判決）の公示方法で足りるものと解すべきこととなるように思われる。

(3) 源泉地盤所有者との一致と源泉権の帰趨

なお、本件は、源泉地盤の土地について地番が表記されながらも、当該土地自体の所有者が誰であるかについては言及せず、あくまで当該土地において温泉の採取利用を内容とする権利を「源泉権」と呼び、この「源泉権」の所有者がAからYに交替したことを判断の前提としている点にも特徴がある。

前述した伊香保においては、源泉地盤の土地所有者と小間口権者との相当な不一致がみられるため、小間口権者を第一次温泉権者とし、第二次温泉権者としての屋敷湯の権利者については、あくまで小間口権者からの分湯先と捉える必要があったものの、本件においては、源泉地盤の土地所有者と源泉権者とは一致しており、Xの温泉利用権について、これを源泉権者Aからの分湯によるものと捉えずとも、源泉地盤の土地所有者Aからの分湯によるものと捉えれば足りるため、あえてAやYを「源泉権」の所有者として構成したことの意義が問われる。

このように解する立場の前提は、日本法で

は、建物の所有権が土地の所有権から常に独立した権利として構成され、建物・土地双方の所有者がたとえ同一であっても、建物の所有権が土地の所有権に吸収されて消滅することはないとされているのと同様に、「源泉権」もまた、いったん発生すれば、源泉地盤である土地の所有権から常に独立した権利として構成されるとの点（いわば独立型の構成）にあると考えられる¹⁴⁾。しかし、他方で、立木のように、原則としては地盤である土地の所有権に包含されるものの、伐採前に立木のみを売却する場合など、これを独立の取引の客体とする場合には独立した権利として構成されるもの（いわば半独立型の構成）もみられるため、この構成に従うならば、源泉地盤の土地所有者と源泉権者が同一である場合、源泉権が土地所有権に吸収されて消滅することとなる（民法179条1項本文参照）。

本件では、いずれの構成であれ結論に影響はないため、争点化はされなかったものの、温泉権の法的性質を考察する上では重要な論点の1つといえる。温泉の場合は、源泉地を元物とする未分離の天然果実（同88条1項、89条1項）として捉えることができ、その収取権として「源泉権」を構成する立場も考えられる。引き続きの考察・議論が必要である。

(4) 結語

本稿では紹介できなかったものの、葉山温泉を含む上山（かみのやま）温泉は、その中心が、湯町（草創期）→十日町（江戸期）→湯町（明治期）→新湯（大正期）と移り、昭和期以降においては、高松・葉山・河崎地区へと拡大して、1978（昭和53）年からは集中管理に移行するという長大かつ複雑な歴史をたどって今日がある。その間、明治期の湯町を舞台とする川島屋事件があり、当時の最高裁判所である大審院の判決（1905（明治38）年）まで長く争われたことが広く知られている¹⁵⁾。

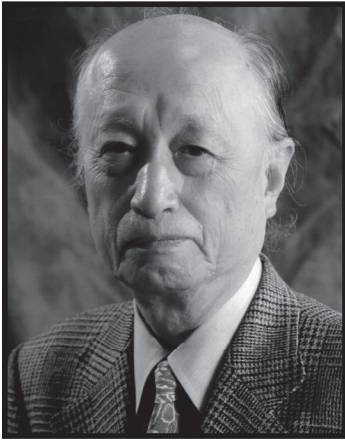
これは、当時の上山町長であった高内源之助が経営する川島屋が新たに内湯を設けるべく自己所有地内で2本の掘削を行ったのを阻

止するため、湯町・十日町・新丁の温泉宿業者15名が原告となって訴えを提起した事件であるが、大審院は、土地所有者による掘削の原則的自由を根拠に原告の請求を棄却した。当時は、1898(明治31)年の民法施行から7年ほどしか経っておらず、温泉権をめぐる議論もほとんどみられなかった中、土地所有権というものの絶対性が重視された結果の判断といえるものの、そこから60年以上が経過した時点で下された本判決は、多年の慣習を要することなく、土地所有権にとっては制約原理となる温泉権の独立性を認めており、ここでは当時最新の学術理論であった川島説が判決内容に結実されている。

それゆえ、これらの判決に翻弄された歴史をもつ稀有な存在として、上山は、法学面でもっと注目されてよい温泉地である¹⁶⁾。

注・参考文献

- 1) 現在の葉山源泉は、集中管理へと移行するにあたって新たに掘削された別の源泉(1975年掘削の葉山1号源泉と2009年掘削の葉山2号源泉)であり、これと区別する意味で、「(旧)葉山源泉」と表記した。
- 2) 以下は、上山市編『上山市史(中巻)』986頁以下〔湯上和気彦〕(上山市、1984年)、かみのやま葉山温泉旅館組合開湯70周年記念事務局編『かみのやま葉山温泉開湯70周年記念』(2018年)による。
- 3) この掘削地点が、上記の高松字葉山下1659番9・10と思われるが、この地番は、橋本が再掘削を試みた(旧)山清旅館前の近くでもあった。なお、同1659番9(宅地9.91㎡)・10(宅地3.3㎡)は、1995(平成7)年8月25日、1659番5とともに1659番2(所有者・葉山温泉株式会社)へと合筆され、現存しない地番となっている。
- 4) 当時は温泉法の公布前の時期であった。
- 5) もっとも、1953(昭和28)年12月、葉山館は五十嵐フクに譲渡され、Aは早々に経営を退いている。
- 6) 訴訟当事者としては「葉山温泉観光株式会社」であるが、源泉地の登記簿上は「葉山温泉株式会社」となっている。
- 7) 川島武宜『温泉権』187頁(岩波書店、1994年)。
- 8) 解説・評釈として、①中尾英俊「判批」西南学院大学法学論集5巻3=4号263頁(1973年)、②川島武宜「物権的温泉利用権の設定とその『明認方法』—葉山温泉(山形県)事件を中心として」前掲注(7)温泉権185頁〔初出、川島武宜ほか編『続温泉権の研究』357頁(勁草書房、1980年)〕、③小澤英明『温泉法』171頁〔26事件〕(白揚社、2013年)、④田高寛貴「判批」温泉82巻5(862)号24頁(2014年)がある。
- 9) この点は指摘のとおり、これをAの源泉権と捉えずに、単なる源泉地の所有権と捉え、所有者との契約から発生した温泉利用権の法的性質を論じる方向もあったように思われる。
- 10) 現地で行ったヒアリングによれば、当時、他の旅館からも同様の訴訟が提起されていたとされており、適正湯量を超えた分湯契約の濫発が招いた紛争といえる。
- 11) 拙稿・温泉91巻4(899)号20頁(2023年)、同92巻1(900)号26頁(2024年)参照。
- 12) 拙稿「自然湧出泉時代の浅間温泉における湯口権の諸相」日本法学88巻3号822頁(2023年)参照。
- 13) 拙稿「温泉権の二重譲渡と明認方法」温泉85巻1号27頁(2017年)、同「配湯権の明認方法を認めた事例」本誌28号45頁(2017年)参照。
- 14) 他にも、本文にいう半独立型の構成と解しつつも、あくまで土地の構成部分である源泉の(独立ではない)所有権を表記する趣旨で「源泉権」の語を用いたにすぎないとの理解が可能と思われる。
- 15) 明治38年12月20日大審院民事判決録11輯1702頁。評釈として、上村正名・温泉81巻5号28頁(2013年)等があるほか、上山市編・前掲注(2)上山市史(中巻)738頁に、訴訟の経緯が詳述されている。
- 16) 本研究は、一般財団法人司法協会の助成によるものである。また、現地では、一般社団法人日本温泉協会の紹介により、葉山地区・時代屋の富士重人社長、及び、新湯地区・有馬館の須藤信晴社長からのヒアリングの機会を得た。



甘露寺泰雄先生(名誉会員)

(公財・中央温泉研究所提供)

甘露寺泰雄先生のご逝去を悼む

長島 秀行

(名誉副会長・中央温泉研究所理事長)

公益財団法人中央温泉研究所の所長、専務理事を歴任し、日本温泉地域学会の名誉会員であった甘露寺泰雄氏が2023(令和5)年11月18日、病気のため逝去されました。享年93歳でした。

甘露寺先生は1930(昭和5)年3月21日生まれ。1950(昭和25)年に東京薬学専門学校(現・東京薬科大学)を卒業され、発足間もない中央温泉研究所に入所されました。中央温泉研究所は1949年に社団法人日本温泉協会学術部の附属機関として発足し、1956年には財団法人、2012(平成24)年には公益財団法人中央温泉研究所となりました。その間、理事、常務理事・所長、専務理事を歴任し、温泉水の分析、温泉水の水質管理、温泉資源の保護と適正利用に関する調査などを行い、研究所の発展に尽くされました。

1957年には共立薬科大学の講師、1970年に助教授となり、1979年には理学博士(東京都立大学)、1996(平成8)年には温泉関係者功労者表彰(環境庁)を受け、1997年には東京都自然環境保全審議会温泉部委員、2007

年に環境省中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会専門委員となっています。

学会活動では、日本温泉協会の学術部委員、常務理事、名誉会員として活躍され、日本温泉科学会の評議員、名誉会員でもありました。日本温泉地域学会では理事を歴任され、研究論文としては、『温泉地域研究』第4号(2005)に「温泉浴槽の衛生管理」、第12号(2009)に「保養資源としての温泉の活用」、第18号(2012)に「動物発見伝説に係る温泉の泉質：既存文献と河野調査データの解析を通しての考察」などを寄稿しておられます。また、毎年、全国各地で開催されている温泉観光士養成講座では、「温泉化学」の講座を担当されました。

著書としては、『温泉 とっておきの話：甘露寺泰雄×阿岸祐幸×石川理夫』(共著、2013年、海鳴社)。『温泉施設の衛生管理、レジオネラ対策、こうすれば安心』(2003年、泉書房)、健康と温泉フォーラム(温泉保養地学講座)『温泉資源の保護と温泉収支の考え方、適正利用としての浴槽衛生管理と資源の集中管理』などがあります。

2018(平成30)年5月には池袋のホテルメトロポリタンにおいて、先生の米寿(88歳)を祝う会が開かれ、各界から多くの参加者が参列され、祝辞が寄せられました。

このように先生は、全国における温泉分析、温泉資源の保護や施設の管理に携わるばかりでなく、温泉関係の学会や協会の活動にも積極的に参加され、気さくな性格から皆様に愛されてきました。先生が卒寿を超えるまで活躍され、昨年11月に亡くなられたことは、大変残念に思っております。いずれ先生を偲ぶ会が開かれるかもしれませんが、改めて、謹んで哀悼の意を表します。

甘露寺先生の思い出

---専門分野を超えた知的探究心

石川 理夫

(会長・温泉評論家)

甘露寺先生に初めて直にお会いしたのは1990年代前半のことと思います。当時あった学習院下の古色蒼然とした研究所を訪ねると、甘露寺先生はいつもの優しい笑顔をたたえて迎えられ、温泉分析に関する質問に丁寧に答えてくださいました。

源泉を理解するのに温泉分析書は欠かせませんが、なかなか奥行きのある世界です。温泉場でまず温泉分析書を探した私にとって、「中央温泉研究所」「甘露寺泰雄」という分析機関・分析者名は信頼の証として頭に刻んでいました。その方に直接話をうかがえる機会が訪れたのです。

研究所で、炭酸泉の分析で見られる数値のぶれに関しては担当の滝沢英夫氏（現・研究部長）を呼ばれました。その中で滝沢氏に甘露寺先生が「これからは石川さんのような他分野の人とも交流したほうがいい」と言ってくくださったことに感銘を受けました。

甘露寺先生は懐の深い方でした。お歳をめされてからも変わらず、専門分野を超えた問題意識を持たれ、知的探究にいそしんでおられました。それは当学会発足後の研究発表大会でもいかに発揮されています。

長島秀行先生が前頁で紹介された、動物発見伝説と温泉の泉質の関係はそのひとつで、拙著『温泉の日本史』でも紹介させていただきました。また、2018年11月に山形県上山温泉で開催した第32回研究発表大会で「日本の温泉の地域性--資源及び利用施設の東西の相違」を発表されて以来、2019年5月の第33回研究発表大会（静岡県梅ヶ島温泉）では「日本の温泉の地域性（その2）—温泉地指数の地域性の特徴—」を、2021年11月の第35回研究発表大会（群馬県四万温泉）では「日本の温泉の地域性（その3）—集中管理実施温泉地の

地域の特徴について—」と、継続して発表されたテーマも専門分野と融合された探求の成果と言えます。

これについてはよく甘露寺先生と、「日本の温泉（地）にはフォッサマグナのように東日本と西日本を隔てる、何か歴史的文化的な差異があるのではないのでしょうか」と語り合った、共通する問題意識です。

甘露寺先生は温泉資源の管理と利用状況から、私は日本の温泉地の共同湯の成立構造や歴史的な浴室/浴槽区分の地方的な差異などから、このことに取り組んでいます。共有する課題に甘露寺先生がもはや向き合うこともかなわない日を迎えるとは、さびしく悲しいかぎりです。

研究発表大会後の懇親会に参加した会員はご存じかと思いますが、甘露寺先生は話術に長けておられるだけでなく、ユーモアとサービス精神も怠らない方でした。

信濃毎日新聞の飯島裕一さんと長野市開発公社の徳永昭行さんが企画構成して出版された『温泉 とっておきの話』の座談会後、昭和20年代の若手の時代に芸者さんから教わったという絶妙な宴会芸を披露され、みな笑い転げたことが懐かしく忘れられません。温泉化学・温泉分析の権威であったばかりか、日本の失われゆく温泉芸能文化を体得された貴重な世代のお一人でもあったのです。

90歳を過ぎても発表や研究意欲を失うことなく、知的探究心を発揮しておられた甘露寺先生、そして阿岸祐幸先生は、後進の者にとって大いなる励みとなる存在でした。その大先輩を失った今、私たちは自らをふるいたたせて歩いていくしかないとの引き締まる思いです。



阿岸祐幸先生
(元会員・北海道大学名誉教授)
(妻・阿岸蘭子様提供)

阿岸祐幸先生を偲んで

金山 ひとみ
(会員・福井大学医学部)

2023(令和5)年12月12日の夜、92歳のお誕生日を間近に、阿岸祐幸先生ご逝去の報を受けました。12月初めに東京でお会いする予定は叶わず、2023年6月の「阿岸祐幸先生のお話を聞く会」でのご講演「自然資本を活用したヘルスリゾートセラピー」が最後となってしまいました。日頃より温かな眼差しで私たちを教え導いて下さりましたが、闘病に関しては、医師として、研究者として、冷静で科学的な姿勢を貫かれました。先生の残された膨大なご業績を前に、晩年に現れた不肖の弟子である私には、十分に筆を尽くせません。

1931(昭和6)年に札幌でお生まれになられた先生は、北海道大学医学部をご卒業後、同大学で医学博士号を取得され、1978年に北海道大学教授・医学部付属温泉治療研究施設長・付属病院登別分院長にご就任、退官後の1995年に北海道大学名誉教授となりました。内科医師として、温泉気候医学・健康保養地医学・環境生理学の研究者として、あまたのご研究と後進の育成にご尽力

されました。また日本温泉気候物理医学会、International Society of Medical Hydrology and Climatology (ISMH)などの理事、学会長等も歴任され、欧州、特にドイツ語圏の大学でのご研究や研究者との活発な交流等、世界の研究者からの尊敬を集める存在であり続けられました。大学ご退官後も健康保養ネットワーク会長、健康保養地医学研究機構代表理事等を歴任されました。最晩年まで、ご講演や、阿岸ゼミナール、欧州の健康保養地ツアー、日本温泉地域学会へのご参加やご指導を心から楽しまれているように見えました。温かく飾らないお人柄を慕う全国の阿岸ファンに常に囲まれていました。ミュンヘンで一緒の際に先生が提唱された自然療法の3つのA、「Academic」・「Authentic」・「Attractive」は、今後も私を支える理念であり続けます。阿岸先生の残された教えを胸に、これからも研鑽して参ります。先生、ありがとうございました。合掌

阿岸 祐幸先生を偲ぶ

飯島 裕一

(会員・信濃毎日新聞特別編集委員)

阿岸祐幸先生に初めてお会いしたのは、1997(平成9)年の春浅い札幌だったと記憶している。「温泉の医学」という長期連載を企画していた私は、先生の温泉健康保養地医学の論文に出合いお訪ねしたのだ。

札幌のレストランで、「オーバーを着たままでもいいでしょう。北海道方式で話をしましょう」とおっしゃった先生の言葉が、昨日のように思える。あれから27年―。温かい薫陶をいただき続けてきた。奥様の蘭子さんともども、欧州の温泉保養地へ10回ほどご一緒させていただいただろうか、欧州の温泉医学の奥の深さと、温泉保養地に流れる重厚な文化を身をもって学んだ。

温泉医学者として阿岸先生の業績は、温泉保養地療法によって、歪んだ状態にある体のリズムが、ほぼ7日の周期を描きながら正常化していく事実を追認。欧州の温泉健康保養地医学を日本に紹介したことだ。そして、便利さを得た半面で時間やノルマに追われ、グッタリとした疲労を抱え込んでいる現代人、超高齢社会の中で老いを生きている高齢者に、温泉(温泉水と温泉地)を活用した健康づくりを啓発された地道な活動にある。高名だが穏やかで偉ぶらず、目線の低い学者でいらした。先生を慕う人たちが、「阿岸学校」に集まっていた。

欧州の温泉行きは、毎回2週間前後だった。レンタカーで各地を回り、私も1日にかなりの距離を運転。ギリシアを除く欧州ほとんどの国の温泉地を訪ね歩いた。あちこちに阿岸先生を慕う温泉学者が在住。ビールやワインを飲み、ご当地の料理を食べながら、その国を代表する温泉医学者の話をじかにお聞きすることができたのも、先生がいらしたからである。

ご一緒に欧州各地の国際学会に参加した時

の情景も、改めて浮かんでくる。本学会の徳永昭行理事と3人で、国内の温泉地をめぐったことも思い出となってしまった。阿岸先生にいただいた最後のメールは、亡くなる1週間前の昨年12月5日だった。先生の薫陶を胸に、現代版湯治の実現を模索していこうと心に誓っている。

書 評

高柳友彦著：『温泉旅行の近現代』

吉川弘文館 218頁 2023年12月
定価 1,700円＋税

我が国は「世界に冠たる温泉国」と言われる。環境省の資料によると、コロナ禍以前の温泉地の宿泊者数は、年間1億3,000万人に及ぶ。著者は「宿泊施設の選定や旅行スケジュールの決定に『温泉の有無』が、大きな影響を及ぼしている」と指摘し、「今日の国内旅行において温泉の存在は不可欠なものとなっている」と述べている。

本書の執筆にあたって、第一に「温泉旅行に行く主体、『誰と』温泉に行くのか」、第二に「温泉地を訪れるまでにどのような情報を得て、またどのような交通機関を利用して移動したのか」、第三に「温泉地での過ごし方や費用」という三点に着目したという。本書は「温泉旅行の黎明（江戸・明治期）」「大衆化する温泉旅行（大正・昭和戦前戦時期）」「再興してゆく温泉旅行（昭和戦後期）」「多様化する温泉旅行（一九七〇年代以降）」の4つの章と「温泉旅行という文化（プロローグ）」および「コロナ禍、そしてこれから（エピローグ）」で構成されている。

近世以降、社寺への参詣及び物見遊山の流行で、温泉地は湯治場だけでなく、旅の途中の宿泊地としての機能を併せ持つようになるが、近世では一般庶民が気軽に温泉旅行を楽しむことは難しかった。明治時代には、鉄道の整備により温泉地を訪れる行程の時間が大幅に短縮された。一方で、温泉地は傷病兵の療養地として利用する政策もあった。

大正時代には余暇活動が活発となり、楽しみとしての短期間の温泉旅行が増加した。昭和時代には大恐慌後の景気回復によって、観光・行楽を目的とした温泉旅行の大衆化が進展する。しかし、戦時体制が長引き、温泉地は再び帰還兵や傷病兵を受け入れる湯治・療養の場や学童の疎開の場となった。

戦後、日本の景気回復が本格化し、観光行楽目的の短期温泉旅行が増加する。高度経済成長期には「旅行が身近な余暇活動の一つとして定着」して団体旅行が増加。旅行先に「温泉のある場所を選ぶ傾向が強くなる」。

1970年代以降、鄙びた温泉が脚光を浴び、小グループや家族での温泉旅行が増加。さらに一人旅や女性の温泉旅行が増加し、行先や旅行者等温泉旅行の形態が多様化する。その後バブル景気に伴い、宿のサービスや料理の高級化、露天風呂の設置等が実施される。バブル崩壊後は金融危機等で不況が長引き、ゴーストタウン化する温泉地も見られたが、倒産や経営難の宿を買収して再生する企業が出現し、温泉地や宿泊施設の再生が図られていく。その後、東日本大震災等の災害が発生し、さらに新型コロナウィルスの感染拡大による規制等で全国の温泉地に大きな影響を与えたことは記憶に新しい。

このように、それぞれの時代における政策や行政、経済状況、戦争・災害・流行・疫病等の社会情勢によって、温泉地並びに温泉宿は大きく変化してきた。そのような盛衰や温泉に関する消費者の指向性及び温泉旅行の形態等の変化に関して、著者は「温泉旅行の具体的な実相を通史的にみることで、近現代日本の余暇・消費の一端についても明らかにすることができるだろう」と述べている。

本書は比較的平易な文章で記述され、歴史や経済の専門知識を持ち合わせていなくても読みやすいように配慮されている。また、温泉地や温泉旅行の歴史だけでなく、江戸時代から現代に至る各時代の旅行費用や宿泊料金についても論考されている。これは経済史の研究者である著者ならではの視点である。興味深く意義深い一冊だ。（布山裕一）

温泉地情報①

ジオカフェ「おんせんはたいへん」in 河津温泉郷

赤池 勇治(静岡県庁)

1 はじめに

ジオカフェ「おんせんはたいへん」は、美しい伊豆創造センター(美伊豆)¹⁾と静岡県温泉協会の共催で、伊豆半島各地の温泉地を会場に、入浴するだけではわからない温泉地のあれこれを話題にするイベントである。7回目となる今回は、2023(令和5)年11月25日(土)に河津温泉郷で開催された。本稿ではその内容を報告する。

2 「ジオカフェ」と「おんせんはたいへん」

「ジオカフェ」の「ジオ」は「ジオパーク」²⁾からで、伊豆半島ジオパークの火山や岩石を舞台に、その上で人々が営んできた活動、織りなしてきた歴史、文化に焦点をあてて地域の魅力を発見している。ジオカフェの中でも、「おんせんはたいへん」は人気のコンテンツである。熱川温泉での第1回を皮切りに、松崎、畑毛、船原、伊東の各温泉地などで行われ、温泉管理の大変さに始まり、ぬる湯の魅力を語ったり、共同湯経営の厳しい現実を知ってもらうという内容で、当事者の楽しくリラックスしたトークが進められてきた。

3 「おんせんはたいへん」in 河津温泉郷

河津町・河津町観光協会・河津温泉組合ほかの協力を得て実施された今回のテーマは「物語のある温泉の価値を未来へ」であった。川端康成『伊豆の踊子』に登場する風光明媚な伊豆地域の撮り下ろし映像を組み込んだ新感覚の「観光演劇」をSPAC³⁾が舞台化し、上演している期間に合わせて開催された。当日のプログラムは、まず午前中、希望者を対象に、七滝温泉の温泉ホテル見学や『伊豆の踊子』の舞台にもなった河津七滝ツアーを実

施した。午後は湯ヶ野温泉に場所を移し、約1時間半のトークイベントとなった。

登壇者は、『伊豆の踊子』で主人公の学生が滞在した旅館の女将・稲穂照子さん、SPAC版『伊豆の踊子』で踊子を演じている俳優の河村若菜さん、そして筆者の3人。ファシリテーターは美伊豆の辻修次専任企画研究員が務めた。トーク前半は、「共同がたいへん」と題した稲穂女将と筆者の話で進め、後半は「『伊豆の踊子』の舞台から」というテーマで、SPAC版『伊豆の踊子』のプロモーションビデオを観たあと、河村さんと女将の掛け合いで進んだ。温泉地は人が交わる場であり、そこから共同湯であったり伊豆の踊子を守っていかうという空気生まれてほしいという辻さんの言葉で、会場とオンラインで計80人弱が参加したイベントはお開きとなった。

4 湯ヶ野温泉の歴史や共同湯について

筆者が担当したトーク前半では、まず稲穂女将が昭和の戦後、子供の頃に入浴した当時の湯ヶ野共同湯や旅館の櫃(かや)風呂などの思い出を披露した。次に筆者が、室町時代



写真 会場の様子

表 湯ヶ野温泉歴史年表(大正時代まで)

時期・年代	出来事／出典ほか
1500 (明応 9)	伊豆国大川三島社の社殿造営の棟札に「大工河津庄湯可野村左衛門三郎」と記される(『静岡県史』資料編 7 中世三)
1727 (享保 12)	伊豆国の地誌に「湯加野」の名が見える(伊東祐綱『伊豆志』)
1800 (寛政 12)	湯カ野温泉 温泉湧出量が非常に多く、湯坪は2つ、湯滝もある(秋山富南『豆州志稿』復刻版)
1849 (嘉永 2)	風呂屋の大きさは2間半四方である(『伊豆國賀茂郡湯ヶ野村 地誌御調書上帳』)
1912 (大正元)	「何れの温泉場にも共同的の村湯とか、総湯とか云うのがある様だが、此の湯で清潔なのは伊東玖須美の湯、湯ヶ野共同湯、土肥の総湯位のもので…」(上条勝太郎編『富士脈温泉案内』)
1918 (大正 7)	10月、川端康成が湯ヶ野に滞在(川端文学研究会編『伊豆と川端文学事典』)
1926 (大正 15)	「私は川向うの共同湯の方を見た。(中略)灰暗い湯殿の奥から、突然裸の女が走り出して来たかと思うと、脱衣場の突鼻に川岸へ飛び下りそうな恰好で立ち…」(川端康成『伊豆の踊子』)

(注) トークイベント発表スライドを一部修正して筆者作成。

から昭和の戦前までの湯ヶ野温泉を、共同湯を中心に年表で振り返った。続いて話を静岡県内に広げ、共同湯の数が減ってきていることや、共同湯に注目することで温泉文化や温泉地への関心を高めていけるのではと呼びかけた。最後に、日本温泉協会が令和5年7月に取りまとめた「『温泉文化』に係るユネスコ無形文化遺産への早期登録へ向けた提言」を紹介しながら、湯ヶ野温泉の歴史を詳しく整理していく必要性に言及した。

5 おわりに

トークイベント会場では、翌日の11月26日(いい風呂の日)からスタートする、静岡県温泉協会の「静岡県限定わくわく温泉スタンプラリー 2」が告知された。河津町の舟戸の番屋、七滝温泉ホテル、禅の湯、福田家、踊り子温泉会館、峰温泉大噴湯公園をはじめとして静岡県内で全65施設が参加し、2025年(令和7)年3月末まで実施される。これまで「おんせんはたいへん」の会場となった温泉施設や、伊東や熱海では共同湯も参加しており、温泉地への関心が深まることを期待したい。

注

- 1) 一般社団法人美しい伊豆創造センターは、伊豆半島全体での広域連携を図りながら伊豆半島の観光・産業振興を推進していく組織。<https://office.b-izu.com/>
- 2) 伊豆半島は2018(平成30)年4月にユネスコ世界ジオパークに認定されている。
- 3) SPAC は、Shizuoka Performing Arts Center(公益財団法人静岡県舞台芸術センター)の略で、専用の劇場や稽古場を拠点として、俳優、舞台技術・制作スタッフが活動を行う日本で初めての公立文化事業集団。<https://spac.or.jp/>

参考ウェブサイト

- ・ 日本温泉協会「『温泉文化』に係るユネスコ無形文化遺産への早期登録へ向けた提言(中間取りまとめ)について」<https://www.spa.or.jp/news/report/5713/>(2023年10月22日閲覧)
- ・ 静岡県温泉協会 <https://www.shizuoka-onsen.com/>(2023年12月3日閲覧)

温泉地情報②

新型コロナウイルス災禍後の青森県の温泉地の光と影と希望

谷口清和 (温泉地活性化研究会)

1 青森県の温泉地現況

コロナ禍も漸く終わりが見えて来たこの頃、温泉業界ではどうだろうか？ 青森県ではこの4年間でおよそ15の温泉施設が休業に至った。その中には筆者が愛してやまないエメラルドグリーンの新屋温泉、清涼な源泉の街中温泉銭湯の岩木温泉などもある。コロナウイルスという掴み所のない災いは、これまで何とか耐えて来た施設に容赦のないパンチであった。施設の老朽化・人手不足・後継者難・客足衰退…加えてこの十年の底なし金利政策の日本経済脆弱化。どれもこれも待ったなしの難問が進行する中、青森県を代表する温泉地の光と影と希望の実態を報告する。

2 事業継承の成功事例：古遠部温泉

日本の小宿百選にも選定された古遠部温泉。昨年の暮れ、古遠部温泉のご亭主から悲痛な一報が入った。『もう体力的にも持たないので温泉を店終いする』という事だった。早速、温泉&山の達人の飯出敏夫氏に報告して、一緒に陣中見舞いすることになり、今年1月に宿泊・面談したが、正に満身創痍の状況であった。そんな社長から聞かされたのが、古遠部温泉を閉めるのではなく自分の意に添った人に事業を継承したいという事だった。この話が起きてから中国系富裕層などから別荘にしたいなど多数引き合いがあったそうだが、社長の根底には地域湯としての一面を維持し、独占させないという思いを打ち明けられた。

その後の取材で、青森県庁の事業継承部署とも相談しながら後継者を選定したところ、意に合った人が見つかり、無事業継承が決



写真1 古遠部温泉

まった。宮城県仙台市の篤志家で、2020年から古遠部温泉に通っていた愛好家であった。この篤志家が友人と二人で、地域活性化の為に、従来通りの日帰り入浴を認めるとともに、素泊りだけの対応で本年7月中旬に再出発した。事業継承が地域活性化というキーワードで成されたことは古遠部温泉を長年守って来た前オーナーの熱意に外ならない。

もう一つ吉報が舞い込んできた。百沢温泉郷で多くの温泉ファンを惹き付けていた地域湯的存在の激熱の「百沢温泉」が設備不良(老朽化)と人手不足で休業に追い込まれていたが、この事を聞きつけた青森県に縁のある吉本興業のお笑い芸人あべこうじ氏が12月上旬に百沢温泉を購入し、取り敢えず2024年3月から日帰り入浴を営業再開するという。正に地域活性化の救世主たちだ。

3 廃業の事例：嶽温泉「山のホテル」

青森県の秀峰岩木山の登山口に湧出する嶽温泉。最近では冷涼な気候を利用した『嶽キミ』ブランドで『嶽』の名称が全国的に有名になったが、もともとは草刈り場の湯治場で、吉永小百合(当時17才)主演日活映画『草を刈る娘』のロケ地ともなった。そんな嶽温泉

の老舗旅館「山のホテル」が倒産した。コロナ禍での営業不振に加え、自然湧出源泉の温度低下が追い打ちをかけた。本旅館は設備の近代化やマタギ飯提供など長年努力を重ねて嶽温泉をけん引してきただけに残念である。

倒産のもう一つの背景には、嶽温泉の手前にある岩木山神社の百沢集落の温泉掘削の戦後急激な発展がある。狭いエリアに6本もの温泉井戸が存在して百沢温泉郷を形成し、公営「アソベの森 岩木荘」などは人気の宿として盛況を保ち、「温泉旅館 中野」や「和みの宿富士見荘」などは嶽温泉とは対照的な含土類・重曹泉の味わい深い源泉を提供している。この近辺で温泉と言えば嶽温泉だった時代が終焉し、コロナ禍がとどめを刺した感さえする。

もう一つ、廃業で付け加えたいのが、全国から温泉ファンがエメラルドグリーンの硫黄泉を求めて訪れる新屋温泉。泉温が低下する中なんとか経営を繋いで来たが、コロナ禍でとうとう資金が枯渇し休業する事態に陥った。

4 存続への新たな試み：下風呂温泉郷

下風呂温泉郷については本誌30号でも共同浴場「大湯」「新湯」の廃止と新しい温泉館の建設という事態を特集報告したが、その後、後継者難という問題に直面し、奮闘している。

現在営業している「まるほん旅館」等8軒の旅館・ホテルの大半が後継者のいない状況にある。まるほん旅館は一昨年、大女将が亡



写真2 下風呂温泉「まるほん旅館」

くなり、下風呂温泉おかみの会会長でもある女将一人きりとなった。大女将と女将の軽妙なコンビで切り盛りしてきた人気の宿であった。傷心の女将であったが、一人で旅館を切盛りし、後継者問題が切実に迫ってきた中で、今年11月1日から地元の風間浦村が支援し、事業継承支援・女将業務体験受け入れを目的とした3泊4日の短期インターンを試み、SNS交流サイトで希望者を募集した。

体験メニューは、11月1日業務内容レクチャー、2日おかみの会交流会参加、3日接客・調理・清掃体験というもので、埼玉県在住の女性が女将体験を求めて応募した。応募者は秋田、和歌山県などでレストラン、美容院等の勤務経験があり、「将来は人の集う拠点の場をかまえたい。女将としての振る舞いや人柄を吸収したい」という動機で応募したという。

この一回の試みで当のまるほん旅館や下風呂温泉郷の後継者問題が解決する訳でもないが「下風呂温泉がインターン制度を取り入れたという情報発信と、今回の応募者が下風呂温泉のファンになってくれて楽しみながら体験して欲しい」というのが、募集をしたまるほん旅館女将の思いであった。

風間浦村は本年度から、

- ・事業継承支援事業をスタート
- ・まるほん旅館と村口産業（青森ヒバ専門製材所）の短期インターン募集

を開始した。来年度以降は、

- ・1か月から3か月の長期インターン
- ・地域おこし協力隊事業

等、地域に親しみながら事業継承につなげる施策を検討しているという。

下風呂温泉郷では今回の短期インターンは「後継者が居ない、どうしようか？」との問いに応える形の最初の一步として位置付けられている。後継者問題、人手不足は全国の温泉地でも避けて通れない問題であり、下風呂温泉郷の試みを暖かく見守り、注視したいと考える。

温泉地情報③

100年の歴史での科学的視点と宇奈月温泉

岡村 慎一郎 (元横浜市役所職員)

1 はじめに

富山県の宇奈月温泉は、黒部峡谷とトロッコ列車で知られる温泉地である。近年は、北陸新幹線開通と黒部宇奈月温泉駅の開業から利便性は高まり、また、2024（令和6）年の新観光ルートの「黒部宇奈月キャニオンルート」により、広域的な観光展開が見込まれる。

この温泉地は、奥山の電源開発が想起しやすく、関西電力運営の記念館も下車駅近くにあつて実感しやすいが、温泉地は2023（令和5）年が開湯100年である。1世紀とは、現代人の知識の確かさと曖昧さが伴う長さである。この温泉地の中から、際だった史実を挙げたい。

2 ニュータウンの温泉地・宇奈月温泉

もともと宇奈月は、深山に抱かれた「桃源」という台地状の未開地であった。

大正期の黒部は、水力発電とアルミニウム製造が企図された。宇奈月はこの前線基地であり、現在の富山地方鉄道黒部線・黒部峡谷

鉄道は当初、資材運搬用として計画された。この頃は、幹線鉄道の広軌化に対して全国的な鉄道整備等の「四大政綱」を掲げる、鉄道院総裁経験者の原敬の内政時期である。地域要望も採り入れて貨客両用となった鉄道は、以降の人的交流を生んでいった。宇奈月周遊の際に、富山市を走る日本初のLRTも利用すると、近現代史や鉄道史の探索にもなる。

一方、宇奈月の下流域には、加賀藩時代に建造の愛本刳橋（はねばし）という、山口県の錦帯橋のような名橋が架かっていた。この付近では1917（大正6）年、黒薙温泉から引湯をした愛本温泉という、大浴場と校舎風の大規模な旅館が開業した。しかし、ここは開業まもなく湯温の低下と台風被害から経営難に陥り、施設の一部を移設した先が宇奈月である。

風光明媚な黒部での宇奈月の温泉地づくりには前史があったのである。

3 黒薙温泉の引湯のリベンジ

日本発電（当時）の技師・山田胖（ゆたか）は、すでに沸かし湯となっていた愛本温泉での入浴客の会話にヒントを得、温泉の流量と流速に着目した。また、愛本温泉の木樋に対して、流速やスケール付着にも耐える細い引湯管をつないで温泉導入を図った。湯元の黒



写真1 玄関口の宇奈月温泉駅
（注）2023（令和5）年、筆者撮影。



写真2 黒薙から宇奈月への引湯管
（注）黒部市歴史民族資料館蔵 筆者撮影。

薙から宇奈月に至る地点別の距離・流下時間・湯温の計測結果を、山田は後に遺している。

山田は社命のほか、社員や地域要望を受け止めて温泉事業を牽引し、大正末期まで宇奈月温泉の地で尽力したパイオニアである。黒薙温泉からの引湯のリベンジには、技師としての緻密な計算理論と実践があり、自然科学面での魅力も宇奈月にはある。

4 戦後の大火と宇奈月温泉の復興

開湯が実った当初の宇奈月は、インフラ整備等を図っても土地分譲は低調であった。また、昭和初期の恐慌や戦争の影響を受けて、進出した旅館も撤退が相次いだという。

一方、1946（昭和21）5月21日、宇奈月は大火に襲われている。終戦年8月の富山大空襲こそ免れたが、数戸を除く温泉街全域が消失し、多数の罹災者を出した。わずか2面の地元紙は、紙面の多くを割いて惨状を報じている。しかし、町の緊急総会が同月には開かれ、日本放送電（当時）は復興費の準備表

明をし、村長は村有林の払い下げ等の措置を示したと、地元の資料にはある。

有力機関の復興声明が、極めて早い段階でされたのは注目される。占領統治下で、現憲法や諸法の制定前であり、電力会社の再編も進んでおらず、全国的に困窮した世相にあった。壊滅的な中で宇奈月では官民をあげて、温泉地として独自の再興を目指したのである。

5 まとめ

宇奈月温泉の誕生には、近・現代史、建築・土木等の文・理両科学に通じる史実が詰まっている。地域史とは地域資源であり、現代人の学びはじめ、学び直しにもつながる。「宇奈月温泉木管事件」を扱った手拭いやシンポジウムの開催など、地元では、その歴史の中から宇奈月の魅力を引き出す試みが始まっている。知的好奇心をかきたてる素材を歴史の中に求め、開湯100年から先の宇奈月の魅力づくりにも期待したい。



図 宇奈月の大火を報じた地元紙

（注）1946（昭和21）年5月23日「富山新聞」2面転載。

学会記事

●日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会（登別大会）

日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会・理事役員会を2024（令和6）年6月2日（日）、北海道登別市のJR登別駅前「登別市観光交流センター ヌプル」において開催します。大会終了後は登別温泉に移動し、登別温泉バスターミナル正面の「ホテルゆもと登別」三階大宴会場において18時30分頃から懇親会（立食ビュッフェ形式）を開催します。

同日の宿泊は、懇親会会場の「ホテルゆもと登別」（TEL0143-84-2277：全66室）に各自直接申込みください（懇親会参加者は一泊朝食付き宿泊料）。宿泊料は、三名一室を基本料金として、二名一室、一名一室でそれぞれ追加料金が発生します。なお、登別温泉旅館組合では宿泊予約受付を行っていませんので、ほかの宿を希望される参加者は直接希望の宿に申し込んでください。

二日目の6月3日（月）午前中には、地元の案内により現地視察会（自由参加）を開催します。視察先は、泉源地帯である地獄谷と奥の大湯沼・奥湯沼・大湯沼川天然足湯などを予定しています。地獄谷では、登別温泉で温泉供給事業を行っている登別温泉株式会社のご協力により源泉供給状況の見学も行う予定です。



登別温泉の地獄谷

日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会スケジュール

- 開催地：北海道登別市
開催日：2024年6月2日（日）・6月3日（月）
大会会場：「登別市観光交流センター ヌプル」二階多目的室 TEL0143-50-6602
集合・受付：6月2日（日）11時00分～ 同センター二階
参加費：一般会員2,000円、学生会員1,000円、会員外3,000円（ただし、会員の同伴家族は2,000円）
賛助会員は参加費無料（団体機関の場合は5名まで無料）。また、登別温泉関係者の研究発表大会傍聴は無料とします
交通案内：主な交通アクセスとして、新千歳空港着の各フライト便から、JR新千歳空港駅10時06分発「快速エアポート小樽行き」で南千歳駅10時09分着、同駅10時12分発「北斗8号」に乗換え、10時55分登別駅着。新千歳空港駅11時18分発「快速エアポート小樽行き」で南千歳駅11時21分着、同駅11時27分発「北斗10号」に乗換え、12時10分登別駅着

グーグルフォームによる大会・総会出欠確認を導入して以降、学会誌には大会・総会出欠確認はがきを同封していませんので、研究発表大会・総会に参加されない会員も、また、従来どおり郵便振替で参加を申し込まれる方も、必ずグーグルフォーム「日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会（登別温泉大会）の出欠について」（下記の案内参照）を通じて出欠確認等の記載・返信をお願いします。総会成立には委任状を含めて会則に定める定数を満たすことが条件となりますので、よろしくお願いします。

大会・総会及び懇親会に参加申込みされる方は、振込内容の内訳をグーグルフォームにも記載の上、学会誌に同封の郵便振替用紙で下記の学会事務局振替口座宛に、銀行振込の場合は下記のゆうちょ銀行の学会口座番号宛に相当金額をいずれも5月7日（火）必着で前納ください。払込み完了によって正式に学会参加申込みとします。

本年度年会費（賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円）未納の場合は同時に振り込んでください。その際、郵便振替用紙の記載欄にも振込額の内訳（参加費、年会費。未納分の年会費振込の場合は年度の内訳）を必ず記入ください。

大会参加＋懇親会参加：2,000円（学生：1,000円）＋5,000円

大会参加のみ：一般会員2,000円（学生：1,000円）

郵便振替口座番号：00190-6-462149

ゆうちょ銀行：口座番号：金融機関コード 9900 店番 019 預金種目 当座

店名 ○一九 店（ゼロイチキユウ店）口座番号 0462149

加入者名：日本温泉地域学会

●グーグルフォーム「日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会（登別大会）の出欠について」からの大会申込み方法（学会HP「大会案内」にも掲載）

・URLからの申込み：<https://forms.gle/dxAo2n9dNCX1eVeD7>

・QRコードからの申込み



以上、参加申込み後も、大会案内については学会ホームページにて確認されるようお願いいたします。

日程

6月2日（日） 理事役員会・総会・研究発表大会（登別市観光交流センター スプル）

11：00 会場にて受付開始

11：30 理事役員会（昼食用意）

12：30 総会

13：10 研究発表大会（自由論題発表・現地報告・講演）

17：20 大会終了。その後登別温泉に移動

18：30 懇親会（ホテルゆもと登別三階大宴会場）

6月3日（月） 午前中（9時～11時頃まで）現地視察会

研究発表大会プログラム

6月2日(日)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：池永正人(長崎国際大学)

- 13:10～13:30 高柳友彦(一橋大学):「戦後日本における土地利用調整制度と温泉地」
13:30～13:50 石川理夫(温泉評論家):「歴史的な浴室/浴槽区分からみた西日本の温泉地の特徴」
13:50～14:10 北出恭子(杏林大学大学院):「温泉愛好家による温泉地志向性の実態に関する一試論」
14:10～14:20 休憩

座長：布山裕一(流通経済大学)

- 14:20～14:40 齊藤雅樹(東海大学):「北方領土・択捉島の温泉調査報告」
14:40～15:00 高橋祐次(東洋大学大学院):「入湯税の使途と地域経済の抱える問題—登別駅エレベーター設置問題」
15:00～15:20 小野寺淳子(札幌国際大学):「北海道の温泉地の現況」
15:20～15:30 休憩

登別温泉現地からの報告

- 15:30～15:50 大野 薫(登別国際観光コンベンション協会専務理事)
15:50～16:10 大宮一哉(登別温泉株式会社取締役営繕部長)
15:30～15:50 休憩

講演

- 15:50～16:30 講演Ⅰ 鈴木隆広(北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所資源エネルギー部長):「北海道の温泉資源と利用状況」
16:30～16:40 休憩
16:40～17:20 講演Ⅱ 三浦泰之(北海道博物館学芸主幹):「松浦武四郎の紀行文に見る登別温泉」

研究発表大会終了後、「ホテルゆもと登別」での懇親会に参加される方は、登別駅前を17時47分に出発する登別温泉行き道南バスを利用ください(料金350円、所要時間27分)

- 上記の大会の発表者は、大会発表要旨集に掲載するワード原稿(各見開き頁:タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図版を含めて40字詰め×75行以内で)を4月15日(月)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付にて送付してください。

● 2024年温泉観光士養成講座in東京開催のお知らせ

9月14日(土)・15日(日)の二日間、東京都三鷹市の杏林大学井の頭キャンパスにおいて「2024年度の温泉観光士養成講座in東京」を開催します。



会場は杏林大学井の頭キャンパスA棟101大教室で、募集人員は100名。受講料は一般10,000円、学生8,000円(教材費・発送代・認定証代・飲み物等を含む)です。JR中央線吉祥寺・三鷹各駅の南口から杏林大学井の頭キャンパス行きの小田急バスが約10分間隔で出ています(所用時間11～13分)。

初日は9時30分開始、16時30分終了。2日目は9時30分開始、試験と認定証授与式を受けて17時10分頃修了予定です。

受講を希望される方は、学会ホームページの「温泉観光士養成講座」欄で案内しているグループフォームを通じて申込みください。

● 昨年11月24日(土)・25日(日)の二日間、東京都三鷹市の杏林大学井の頭キャンパスにおいて開催された「2023年温泉観光士養成講座in東京」は61名(うち学生13名)が受講され、試験を受けて全員が温泉観光士の認定証を授与され、修了しました。

昨年に続いて杏林大学井の頭キャンパスを会場に、今回は学園祭とは切り離しての開催でしたが、杏林大学のご理解・ご協力のもとに無事終えることができました。講座開催準備に尽力くださった小堀貴亮理事(講座開催実行委員長)と、今回も受付対応してくださった小堀ゼミ学生に御礼申し上げます。

● 当学会ホームページ(HP: <https://onsenchiiki.jp>)では、学会誌『温泉地域研究』のバックナンバー全文をPDF版として順次公開を進めています。現時点では、2021年9月刊の第37号まで公開しています。

● 次号の学会誌『温泉地域研究』第43号(2024年9月下旬刊行)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず**投稿規程と執筆要領**(学会ホームページに掲載)に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に、原稿送付状と本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文ではレイアウト指定のみが基本)にて送付してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。次号**第43号**への原稿送付締切は**6月28日(金)**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたものから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第41号まで学会誌『温泉地域研究』バックナンバーを取りそろえています。希望される方は事務局までメール (mikenaga@niu.ac.jp) にて申込みください。頒価は、学会HPにおいてPDF版を公開している学会誌(現時点で第1号～第38号)については一冊500円(送料250円)、PDF版をまだ公開していない学会誌(第39号～42号)については一冊1,500円(送料250円)です。
- 2019年3月刊行の『新版 日本温泉地域資産』も頒価1,000円で販売しています。20冊単位での販売委託割引もありますので、学会事務局までメールで申込みください。
- **住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へメールにて届けてください。**学会誌は現在、DM便で送付していますが、「転居先不明」で戻ってくることが少なくありません。郵便局に住所変更届を出されていても、宅配便は別ですのでよろしくお願いします。

『温泉地域研究』の投稿規程・執筆要領

(2017年5月29日改訂)

【投稿規程】

1. 投稿資格

投稿者は本学会会員とする。ただし、連名の場合は筆頭著者名が本学会会員であればよい。
また、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

2. 投稿原稿

- ①『温泉地域研究』で発表する原稿は、温泉地の研究に関わる未発表のものとする。
- ②原稿の種類は、論文、研究ノート、温泉裁判例研究、書評、資料、温泉地情報とする。
論 文 …………… 実証的または理論的研究の成果として論述した原稿。
研究ノート …………… 温泉地の調査報告、研究の中間発表的内容の原稿。
温泉裁判例研究 …… 温泉資源ならびに温泉地にかかわる裁判例を論述した原稿。
書 評 …………… 新刊書等の批評と紹介をした原稿。
資 料 …………… 温泉地の歴史・文化・温泉資源・観光経営など諸々のデータの提示と解説した原稿。
温泉地情報 …………… 温泉地の観光事情や活性化の取り組みなどの原稿。
- ③論文、研究ノートの原稿は関連分野の学会員による匿名の閲読審査をすることにし、その査読結果をうけて、編集委員会（常務理事会兼務）が掲載の可否を決定する。修正意見がある場合は、修正原稿の提出を経て受理される。
- ④『温泉地域研究』に掲載されたすべての著作については、日本温泉地域学会が著作権を有する。転載・複写にあたっては、本学会の承認を受けなければならない。

3. 原稿の提出

- ①提出書類 原稿一式（本文、図・表・写真）、原稿送付状
- ②提出方法 電子メールに添付して送付する。
- ③提出先 編集委員会 委員長 石川理夫 mi-ishikawa@ac.auone-net.jp
- ④受 付 随時

4. 原稿の校正

初校は執筆者が行い、最終校正は編集委員会が対応する。

5. 抜刷

抜刷は「論文」と「研究ノート」を対象とし、50部、100部単位の実費とする。なお、筆頭著者には、当該『温泉地域研究』を1部追加進呈する。

【執筆要領】

1. 本文

- ①原稿は、ワード（Word）を使用し、A4版用紙を縦にして1段組み横書きとする。
- ②原稿の構成は、表題、著者名（肩書）、キーワード、本文、注・参考文献とする。なお、表題、著者名（肩書）、キーワードは英語併記する。
- ③1頁の文字数 40字×40行＝1,600字（刷り上がりはB5版2段組みに相当）

④執筆分量(図・表・写真を含む)は、以下の印刷頁数とする。

論 文	8頁、10頁、12頁
研究ノート	6頁、8頁
温泉裁判例研究	4頁、6頁、8頁
書 評	1頁
資 料	2頁
温泉地情報	1頁、2頁

⑤字体と文字の大きさ

- ・字体は、本文(日本語)はMS明朝、数字と欧文はセンチュリー(Century)を使用する。
- ・文字の大きさは、タイトルまわり12ポイント、大見出しは11ポイント、以下本文は10.5ポイントとする。
- ・日本語タイトルはMS明朝ボールド、英文タイトルと英文肩書き、キーワードの英文はセンチュリー、本文大見出しはMSゴシックとする。

⑥頁番号は用紙下中央に付ける。

⑦人名や術語等は特別なものを除き、常用漢字および新仮名づかいを使用する。

⑧句点は「。」を、読点は「、」を用いる。

⑨数字(センチュリー)は単数字(1から9)を除き、半角文字とする。

【例】3人 23人

〔例〕

草津温泉における景観保全の現状と課題

Present Condition and Problem of Landscape Conservation in Kusatsu Spa

中沢 秀夫*

Hideo NAKAZAWA

(脚注)*草津大学(Kusatsu University)

キーワード：草津温泉(Kusatsu spa)・温泉(hot spring)・景観保全(landscape conservation)

1 はじめに(章)

(1) 草津温泉の開湯伝承(節)

草津温泉の開湯については……という伝承がある¹⁾。

⑩単位・年号・標高などを除き、4桁以上の数字には3桁区切りのカンマ(,)を入れる。

【例】125,800人 12万5800人 2017年 富士山(3776m)

⑪年号は原則として西暦を使用し、元号が必要な場合は()に入れる。原文の引用の場合はそのかぎりではない。

【例】2017(平成29)年 …によると「元禄三年(1690)…」

⑫動植物等の学名は斜字体(イタリック)を使用し、可能な限り和名を併記する。

⑬特殊な活字は、斜字体(イタリック)、太字体(MSゴシック)で表示できる。

⑭章・節・項のタイトルは、数字はアラビア数字、字体はMSゴシックとする。

【例】章 MSゴシック 11ポイント

1 はじめに 2 ○○○○ 3 ○○○○ 4 むすび

節 MSゴシック 10.5ポイント

(1) ○○○○ (2) ○○○○ (3) ○○○○

2. キーワード

キーワードは、本文の内容を端的に表現する3～5語とする。

3. 注・参考文献の表記

- ①注および参考文献の該当箇所は、本文の該当箇所の右肩にポイントを小さくして上付きで¹⁾²⁾…の番号を示す。

【例】・・・である¹⁾。中沢秀夫²⁾によれば・・・。

- ②文字の右肩に記した番号¹⁾²⁾・・・に関する注・参考文献は、文末に以下のように明記する。
文字の大きさはポイントを本文より一つ下げ、10ポイントとする。

- ・著者（編者や訳者等を含む）が複数の場合も、省略せずに全著者名を記す。
- ・同一著者による複数の文献が連続する場合も、文献ごとに著者名を省略せずに記す。
- ・欧文の文献は、書名または雑誌名を斜字体（イタリック）で表示する。
- ・ウェブサイトは、サイト名とアドレスを併記し、閲覧日も明記する。

【例】

- 1) 中沢秀夫(1992)：『草津温泉誌 第2巻』草津町、180-190頁。
- 2) 中沢秀夫(1995)：「草津温泉の町並み保存」『地理学報告』、第5巻2号、15-25頁。
- 3) 1712（正徳2）年自序の寺島良安著『和漢三才図絵』巻第七十六「紀伊」項に「本宮ノ温泉在湯峯」と記す。
- 4) 前掲2)、18頁。
- 5) Barker, M. L. (1982)：Traditional landscape and mass tourism in the Alps. *Geographical Review*, 72, pp. 395-415.
- 6) Paldele, B. (1994)：Die aufgelassenen Almen Tirols. Innsbrucker Geographische Studien, 22.
- 7) 長崎県観光統計
<http://www.nagasaki-tabinet.com/public/statistics/>（2017年4月1日閲覧）

4. 図・表・写真

- ①図と表はワード、エクセル、パワーポイント、写真は .jpg 画像として作成し、本文に貼り込み・挿入せず、別途にまとめて送付する。
- ②図番号は図1、図2、表番号は表1、表2、写真番号は写真1、写真2のようにする。
- ③本文における各図・表・写真の挿入希望位置を本文右の余白に朱書きする。
- ④図・表はそのまま印刷できるように完成されたものとし、大きさと文字のバランスを考慮する。
- ⑤図・写真のタイトルは下中央位置に、表のタイトルは上中央位置に表記し、図・表・写真の下に出典・撮影日等を明記する。また、地図には縮尺と方位を入れる。

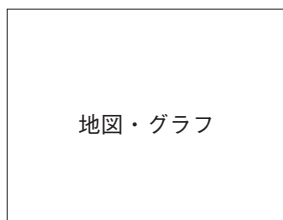


図1 ○○○○○○○
(注)○○により筆者作成。



(注)○○により筆者作成。



写真1 ○○○○○○
(注)筆者撮影。2017年4月1日。

Journal of Studies on Spa Regions

No.42
2024.3

contents

Article

- Consideration about Historical Division of Hot Spring Bathroom or Bathtub (Ⅱ)
---A Case in Kinki Region and Ishikawa Prefecture--- Michio ISHIKAWA (1)

Research Note

- Historical Transition of the Oldest Spa Hotel in St. Moritz, Swiss Alps
..... Masahito IKENAGA (13)

Case Study

- The Legal Nature of Spring Water Use Rights Granted to Multiple Users through Piped
Distribution Systems~Reassessing the Zao-so (Hayama Hot Spring) Case~
..... Keisuke SHIMIZU (21)

Memorial Writings

- A Memorial writings for Yasuo Kanroji, Honorary Member (29)
A Memorial writings for Doctor Yuko AGISHI (31)

Book Review

- Tomohiko TAKAYANAGI 『The Modern Times History of A Hot Springs Trip』
..... Hirokazu NUNOYAMA (33)

News on Spa

- Geo-cafe“Onsen-wa-Taihen”in Kawazu Hot Springs Area Yuji AKAIKE (34)
Light and Shadow, Wish for Hot Springs in Aomori Prefecture
after New Coronavirus Disaster Kiyokazu TANIGUCHI (36)
Unazuki Spring Area from the Scientific Perspectives over 100 Years History
..... Shinichiro OKAMURA (38)

- Notes and News (40)